

婦人少年者



2

易

婦人少年協會

労働省職業安定局編集

職業安定公報

月刊 52 頁
時局グラビア入

定価 1部 60円(送5円)
1年 720円(送共)

主 要 内 容

- ◇経済産業の動向と雇用および失業の趨勢
- ◇企業経営と労務管理ならびに職業訓練の指標
- ◇人力活用の合理化とその施策および現況
- ◇職業安定関係法規の運用とその解説
- ◇失業対策の推進とその事業成果
- ◇失業保険制度の運営とその現況
- ◇公共職業安定所および公共職業補導所における業務と窓口の動向
- ◇T W I の実施とその効果
- ◇職業指導の要諦と職務分析の活用
- ◇その他職業安定行政に関する内外の諸情勢ならびに施策

五月号の主な記事

- ☆所得からみた潜在失業の帰趨：内 藤 勝
- ☆国際連合と完全雇用政策
- ☆戦後における失業対策の推移
- ☆失業対策としての失業保険
- ☆雇用と失業対策……………江 幡 清
- ☆ニコン対策を斬る……………寺 尾 善 雄
- ☆職業安定局長に就任して……………江 下 孝
- ☆日雇労働者の実態調査からみる
- ☆農村二三男問題の推移と現況
- ☆農村二・三男対策と職業補導事業……………福 本 武 元
- ☆新中国をかくみる……………工 藤 忠 夫
- ☆中共帰還者の職業援護を語る座談会
- ☆中共からの帰還者に就職の同胞愛を！！
- ☆監督者訓練の実施と問題点
- ☆その他

発行所 社団法人 雇用問題研究会

東京都千代田区神田須田町一ノ二八
振替東京一九六七八〇番



婦人週間に来日した

ユネスコ社会科学部長 ミルダル夫人

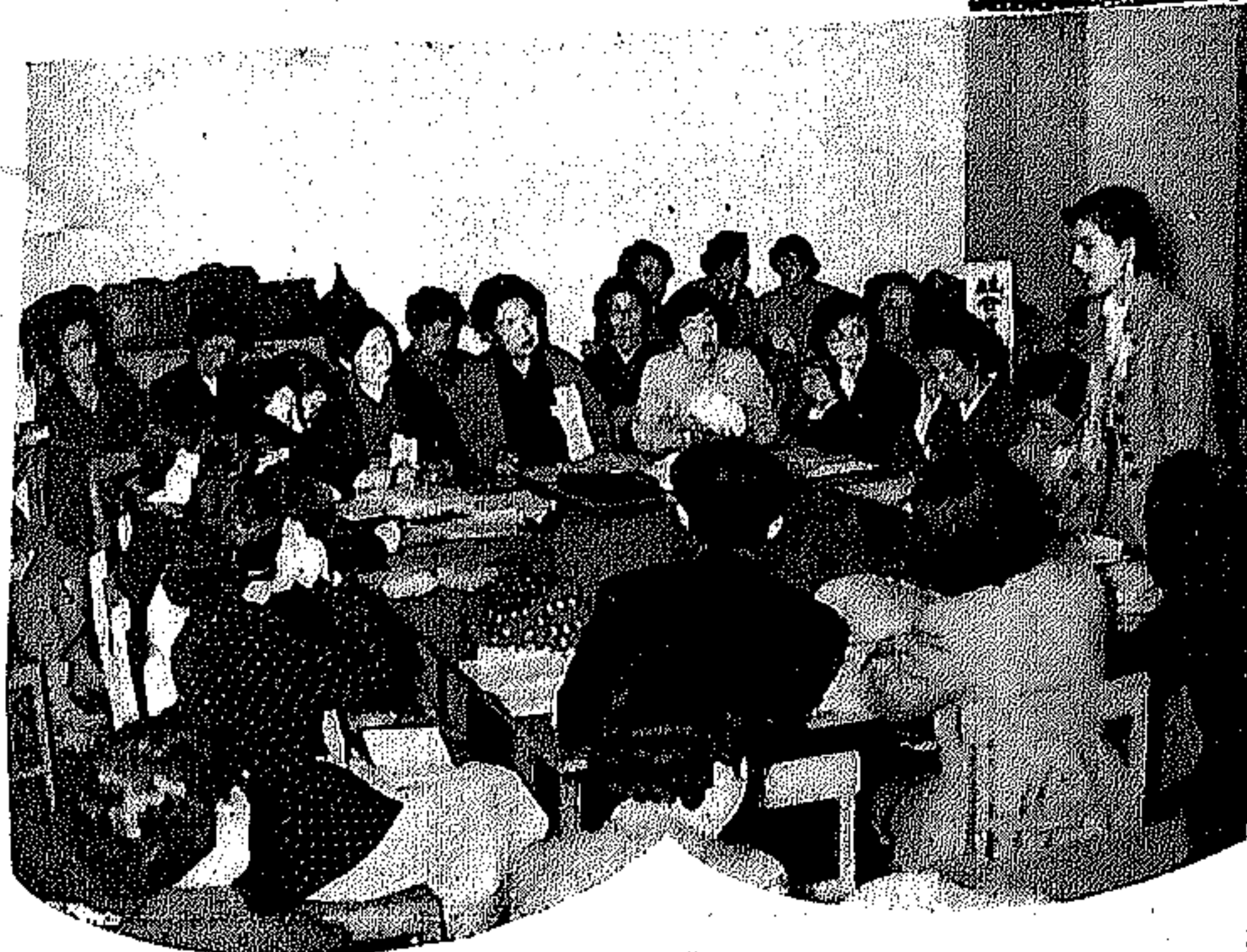
婦人週間中央大会

のはじまじょう 自分で考へ 行動する力

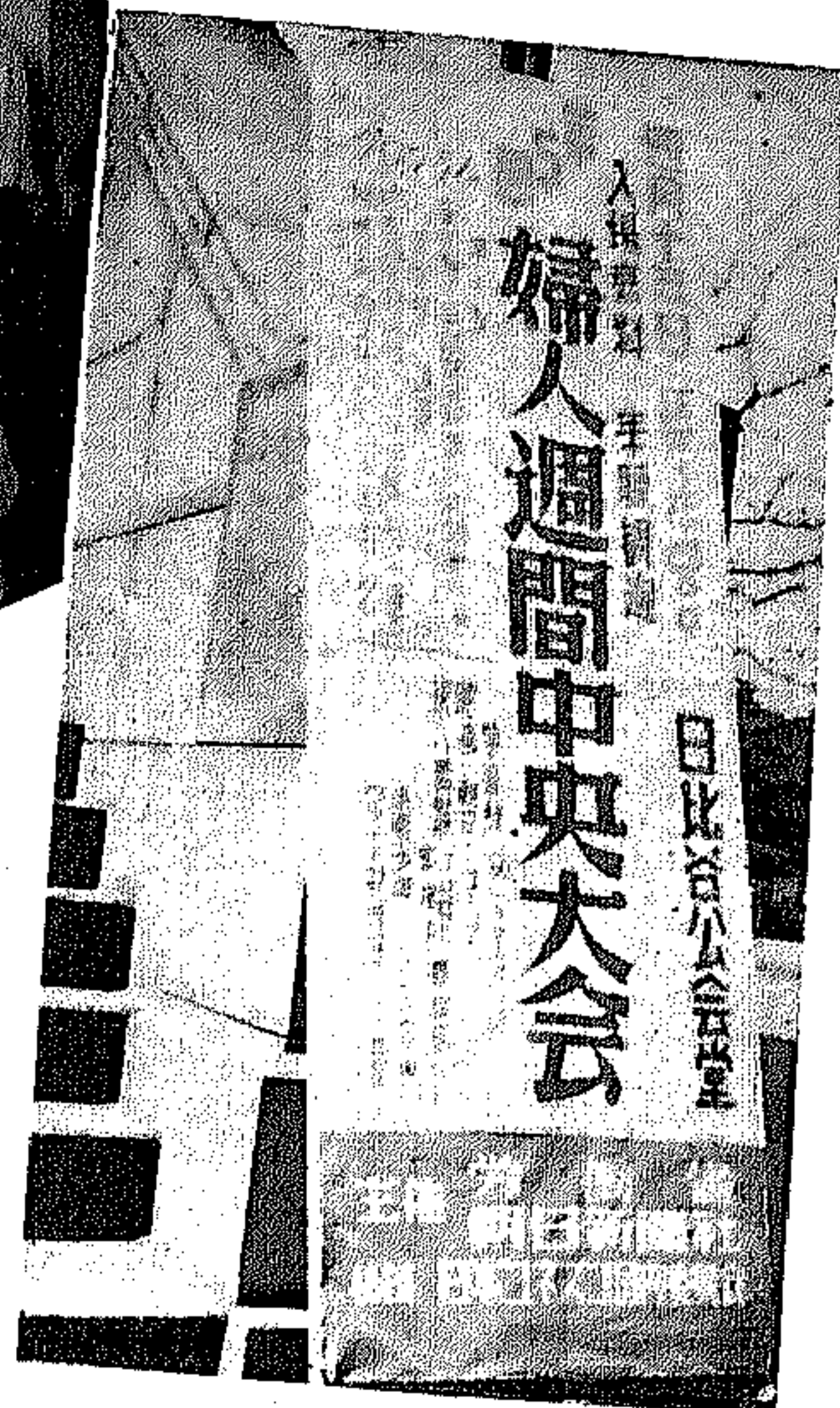
第五回婦人週間における 中央大会と全国婦人会議



中央大会における藤田婦人少年局長
のあいさつ



全国婦人会議（社会問題部会）



自主性から社会性へ

労働省が婦人週間中に企画した全国婦人会議への出席希望者約九〇〇人のよせた所感文のなかには、婦人の当面する問題について、ずい分積極的な解決法がのべられていて、婦人の実質的な進歩が感じられた。

家庭婦人中には、妻が人間として独立するのには、どうしても経済力が必要だと論じた人が多く、その実際の方法は、個人の努力から、近隣あるいは地域的な協力による解決に求められている。職場の婦人の労働条件や地位についての立ちおくれの問題も、いたずらに他を批判することをやめて、婦人自身の職業能力と意識の充実に新しい方向を求め、一方、托児所などの社会施設を切望している。社会における母子の福祉を論じたものの多くが社会保障をのぞんだのは当然であろう。こうして、自主的に婦人問題を解決しようとする努力は必然的に社会的協力へと向う。新しい婦人の歩みは、自主性から社会性へと前進するであろう。

婦人・青少年少者 二号 目次

◇口絵……ミルダ夫人・第五回婦人週間の催し
自主性と社会性……蠟山政道 2

婦人の自立……アルヴァ・ミルダ 4

繊維産業委員会に出席して……谷野せつ 8

家庭婦人の地位……尾高朝雄 10

——第五回婦人週間——
あいさつにかえて……平林たい子 12

全国婦人会議報告

家庭部門報告
職場部門報告
社会部門報告
佐多稲子 13 14 16 18

婦人の自覚と離婚……佐多稲子 18

白木屋の労働組合と橋本さん……佐多稲子 20

資料室……炭鉱町の年少労働者の環境について 21

……本年中学校卒業業者の就職とその問題点 23

……銀行女子職員の実情 24

……絹・人絹織物工場の婦人労働者について 25

……労働力調査・平均給与 27

……決算業務について 27

……全国婦人会議出席者の状況 28

……府県別応募者数 29

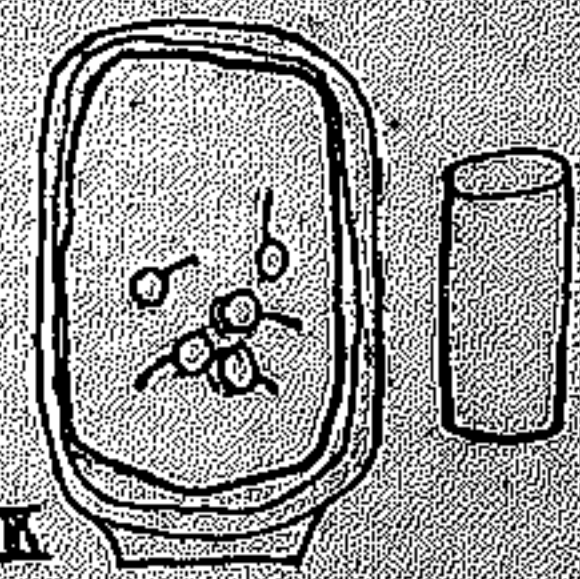
……婦人関係の法律改正について 29

……出生から死亡まで……10◇婦人少年ニュース 31

……◇印度婦人と「サチ」……30◇第八回青少年保護育成運動 32

……おしらせ……32◇こちらになりましたか……32

表紙絵……隈本美術協会 カット……倉石隆



自主性と社会性

蠟山政道

婦人と年少者

婦人週間の婦人会議において、家庭・職場・社会の問題につき、それぞれの選ばれた方々によつてなされた討議の結果をきき、私ども男性の立場からも、大いに反省しなければならぬ点に気づいたのでありますが、やはり根本の問題は、男の問題とか婦人の問題とかいうだけではなしに、やはり人間の問題として共通に横たわつてゐるものがあることとあります。

今年の婦人週間の「のびしろ」は、自分で考え、行動する力」といふスローガンは、決して婦人だけの問題ではなく、男性を含めた人間の問題であり、また私たち日本人の問題だと思ふのであります。

私が表題としてとりあげた自主性とか社会性の問題も、ひとり婦人の方々に限つての事考へ、選んだわけではなく、根本的に、人間の重要な問題として取上げたわけでありす。

昔から個人と社会との問題につきましては、なかなかむずかしい、割切れない問題がありす。個人が先で、社会が後なのか、あるいは社

会が先で個人が後なのか、また、社会と個人とどちらが重要なのか、というようにことについて、なかなか議論は尽きないのであります。

いわば卵が先か鶏が先かといつたように、議論を繰返しても、なかなか尽きない、割切れない問題があります。しかし、そのように割切れない、むずかしい問題であるといふことは、結局個人も社会も同じものであるとて、見方の相違によつてそのような区別が生じたといふことになるのではないと思ひます。たとえば海水と波との関係をみて、波は結局、海水であります。しかし海水はただの水ではなくて、あるときは春の海のように穏かであり、ときには波浪となつて、大船をも覆えすような非常に激しい動きをしてあります。しかしこの波と水とは切り離せないと思ひます。波が先か水が先か、などといつても、これはどういふ割切れるものではないと思ひます。それと同じように、人間は個人であると同時に、社会をつくつてあります。個人を離れて社会はない。また、社会を離れて個人

人といふものを考えることはできません。どんな山の中にも、一人の生活をしようとして、それはできないこととあります。昔からよく例に出されますが、都会の激しい生活、あるいは複雑な宮廷のいさかきをのがれて、遠く山に孤独の生活を送るうとして、その人の夢に現れて来るものは、激しい都会の生活であり、宮廷のいさかきであつて、いかに都会の生活を逃れてもその大きな力を払いのけることはできない、といふことがいわれてあります。同じように個人としての私どもはいつも社会を離れることはできません。社会もまた結局個人々々によつてつくられてゐるのであつて、この両者の関係は、むずかしいものなと思ひます。

ところで今問題になつてゐる婦人の自主性、さらに広く男性をも含め、人間の自主性がないといふのは、一体どこに問題の起る原因があるのか。これは一面から見ると、社会性に押されてゐるわけでありす。社会性といふ波に押されて、その個人の自主性がなくなつてゐるのであります。たとえば婦人の場合、世間の批評を気にする、あるいは家族関係においてゐる無理解があり、職場において、男性の婦人に対する理解がなく、差別待遇がある。このように、社会的な事柄は、要するに個人といふものがその社会の力に押された結果起るのであります。

また例を流行にとつてみますと、自分にはどのような服装が適當であるか、どのような服装をしたらよいかといふことを自分で考えるよりも、流行に乗つて行けば簡単であり、無難で

婦人と年少者

もありすが、自分といふものがなくなつてしまひます。自分で考へて自分に適當な服装をするといふよりは、とにかくはやつてゐるのだから、そうしたものである方がよろしいといふふうに、簡単にやさしく考へるのかもしれない。人間にはそういうような安易な気持があります。またそれによつてほんとうの自分は失われるが、流行の服装を身につけてゐるといふことによつて人に認識されることや、流行を追つて行くことができるというように満足してゐる人があります。そういうわけで個人は社会の波に押されてゐるのであります。羽織の長さが短くなつたり、長くなつたりすることが、それを着る人にとつてどのような意味があるのかよくわからないが、とにかくそのような流行に従つて行くといふことは、社会の力によつて個人が自主性を失つてゐることになります。

特に大事なことは、自分の考へであります。だれも素直に考へれば、必ず自分の考へといふものを持つてゐるものです。ところが、それを外に出そうとすると何となく自信がなく、世間の耳や眼をおそれ、自分の考へを発表できないのであります。そのようなときに、他の人が何かの考へを発言しますと、それに他の人がついていきます。このように自分で考へないで、人の考へに従つて行く方が、かえつて安心が行くことになるのであります。つまり自分といふものに對して自信を持たないから人に頼るのであつて、その結果、一つの考へが一般に広がつてしまふことがあります。このように、それぞれ自分の考へ方を持つてゐるにもかかわらず、そ

れを外に出すだけの勇氣と自信がないことに問題があるように思ひます。

ではどうしたら自信をもつて行動することができよう。自分の考へではつきりとした行動をとるならば、たとえ世間が何と言おうとも、それに対して勇氣を持つて進んで行かなければならない。もちろん世間の批評や批判にも時には理由があることもあり、他人の言について傾聴し、反省する必要がある。しかし多くの場合それほど深い確信があつて言つてゐるのではなく、世間の評判というものはやはり評判の程度であります。従つてその批評について自分として反省して見て、その方が正しいといふ結論に達したとき、自分の考へを改めるべきです。しかし多くの場合人の批評というものは氣にする必要はないのであります。

このような問題は人間全体のこととあります。特に日本の婦人は今までの習慣から、自分の考へを発表するといふことが少かつたので、婦人が自分の考へを持つといふことは、何か変つてゐることのように世間で考へがちです。この世評に對して婦人があまり気にし過ぎるという点を反省する必要があるのではないかと思ひます。いちばん大事なことは、婦人があまり自分の考へを内にしまつておきすぎること、いわば少し弱すぎると思はれるのであります。この婦人が弱いといふ考へ方について、私たちの少い経験や、毎日、新聞などで見るいろいろな記事を通じて感じることが、婦人——特に家庭の婦人にとつていちばん大事な問題は、愛情についての問題ではないかと思ひます。夫や子

供との関係において、自分が最も自信を失ふのは、相手から愛されないといふこととあります。しかしこの場合でも勇氣を出しまして、相手をして必ず自分を愛せしめなければやまない、また自分もそれに値するように努力する。愛される値打のある者に必ずなつてみせる。この強い勇氣があり自信があるならば、こうした愛情の問題もかなり解決を見るのではないかと思ひます。

新聞記事などで報道される婦人のいろいろな悲しい事実も、そのような勇氣や自信が足りないことに多くの原因があるように思ひます。これは、もし婦人の側において、積極的な確信を持つて努力するならば、相手方が男性であろうと、あるいは他の家庭のメンバーであらうと、封建性や人間としてのわがままなどから正しい愛情や理解を欠くような場合にも、それを克服して行くことは決して不可能でないものであります。どんな世の中にも、家庭・村落・都市・国家といつたような大小とりどりの社会がありすし、また職場・学校その他いろいろな組織もありすが、どのような社会においても、みな人間が中心になつてつくられてゐるものでありますから、どんな社会にも通ずる人間の道といふものがあります。その人間の道といふのは、いろいろの言葉で伝はつており、また表現されてゐますが、近ごろ私たちが一番大事なことで、一つのものであつて、あらゆる社会を通じてあやまらぬ一つの道であると信じてあります。家庭における親子の関係、夫婦の関係、あるい

は親類縁者との関係、職場の関係等において、必ず民主主義は適用できるものであります。またこれは政治社会である国の問題においても通ずるのであります。民主主義の道は、根本において人間らしい生活をする道であつて、人間としての最高の価値を追求する道であります。民主主義は、人間の自由とか、平等とか、友愛とか、正義とかいうような一番人間の社会において大事な問題を解決するためのいろいろの方法や、人間同士のあり方をきめる道であります。

私はこの民主主義の立場において考えるとき、人間は性別や、民族の別や、あるいは人種の別などを離れて、人間の共同生活を、民主主義の土台の上に築くことができるのではないかと、思うのであります。そのような社会においては、個人の自主性と社会性が一つのものになるべきであつて、自主性というものは決して反社会的なものではなく、また、社会性というものは決して反自主的のものではない。自主性を発揮すると社会から嫌われるとか、社会的協力



婦人の自立

ユネスコ本部社会科学部長
アルヴァ・ミルダール

日本の婦人が、終戦後わずか八年の間に成し遂げた進歩はまことに目ざましいものです。日

本の婦人が短かい期間にこれほど大きい進歩を遂げたのに、世界の他の国々の婦人たちは日本

の婦人に比べて、はるかに長いあいだ、進歩する多くの機会が与えられたにもかかわらず、

を欠くとか、いろいろの点でなく、また道に社会性があるといふことは、世間が行う通りに順応して、自主性がなくなつてしまふということではありません。自分というものをしつかり持ち、自分で考え自分で行動しながら、しかも社会に對して対立を起さず、世の中のひとと協力して行けるものでなければなりません。では社会の人々が互いに共同できるということは、一体何に基づくものであるか。このことが、一番大事なことではないかと思ひます。

の役職や、なすべき任務をしつかりと自覚することが大切です。母親として、姉妹として、また村落、国家の一員として、自分に与えられた任務を自覚し、その任務に對して自分を信頼し何ものをも恐れぬ、強い確信、自信を持つて進んで行かなければならないのです。そうすれば、自主性は当然社会性を持ち、社会性は自主性によつて動いて行く。こうして両者が一緒になり、そこで初めて人間生活の共同ということ

どうしてわすかな進歩しかなないのであるかと、世界中の人々が、日本の婦人の進歩に驚きの眼を見張つてゐるのであります。

私たちは、男性やその他の人々が言つてゐることをそのまゝ信ずるのではなく、どのようなことが私たちの理想であるか、私たちの置かれた環境や時代や国情で、それぞれに應じた行動の目標を、自分で考えていかなければなりません。決してほかででき上つた理想の型を、そのまゝ受入れていたゞきたくないのです。私たちはほんとうの理想というものを探そうとするならば、世界各国の婦人が、それぞれの置かれた環境において、何をしてゐるかを、広く比較研究してみなければなりません。そうすれば、案外と思はれるような社会において婦人が幸福にくらしてゐることを発見します。たとえば、インドのネール政府の政務次官をしてゐるメノン夫人は、インドのある地方の母権制度で有名な地方を代表して来ており、しかもそのことに非常な誇りを持つてゐます。

現在、婦人の解放、婦人の自立といふことが少し行き過ぎてはいないかと言つてゐる人たちがあります。それらの人たちは懐疑的な人々であり、その中に一つの示唆を含んでゐるのではないかと思はれます。私たちは決してその人たちの云うことをそのまま受けとるものではないと云ふが、それはそれとして私達への一つの警告として考えをふみたいのです。それは、婦人が自分の権利を求めるのにあまりにも急でそのために家庭といふものを忘れ勝ちであつたのではないかと云ふことです。

今まで婦人の地位が非常に遅れてゐた地域でこの数年間に、社会的に大きな変化が起り、婦人の働きがめざましく進歩してあります。この時に私どもが一つ強調したいことがあります。それは欧米の婦人の進歩、欧米の婦人の今日の地位といふものを完成された型として考へてはならないといふことである。たしかに欧米においては、立派な大学を卒業したり、重要な仕事を成し遂げてゐる婦人たちがおりますが、それだけが一つの目標であり、一つの型だと考へてはならないのです。具体的に例をあげますと、欧米の男子は女子を大切にしますが、そのために反つて婦人の地位が釘づけされてしまふことが多いのです。たとえば主婦権といふ名目で皿洗ひ等の家事の仕事がすべて婦人におしつけられます。また女の人を男子が讃美するため若い女の人たちは、化粧や身づくろひのことばかり考へて、おち／＼できないといふよりよい

私たちが、男性やその他の人々が言つてゐることをそのまゝ信ずるのではなく、どのようなことが私たちの理想であるか、私たちの置かれた環境や時代や国情で、それぞれに應じた行動の目標を、自分で考えていかなければなりません。決してほかででき上つた理想の型を、そのまゝ受入れていたゞきたくないのです。私たちはほんとうの理想というものを探そうとするならば、世界各国の婦人が、それぞれの置かれた環境において、何をしてゐるかを、広く比較研究してみなければなりません。そうすれば、案外と思はれるような社会において婦人が幸福にくらしてゐることを発見します。たとえば、インドのネール政府の政務次官をしてゐるメノン夫人は、インドのある地方の母権制度で有名な地方を代表して来ており、しかもそのことに非常な誇りを持つてゐます。

ユネスコではいろいろの調査をしてゐます。たとえばノールウェイ、フランス、ユーゴスラヴィア、ドイツという互に違つた条件を持つ国々において、婦人がどのように政治的権利を利用してゐるか、どのように政治に参加してゐるか、男子と比較して政治的知識が少くないか、経済的或いは伝統的な要因によつて政治参加が妨げられてゐないか、ということについて調査を行いましたし、又その継続として婦人はどのように教育の機会を与えられてゐるか、婦人が自由な、独立した考えをもつことをさまたげるものは何かといふことについての調査をヨーロッパ以外の三つの国で行うことになつており、日本もその一つとされてゐます。

ヨーロッパの婦人運動の歴史をふりかえつてみると、婦人たちは愛情の問題をともしれば忘れ勝ちで、権利を得ることばかりに没頭している時期がありました。そして婦人運動に従事している人々は何か男まじりの、一風変わった特殊の人と考えられていました。たしかにその人たちは、人に与える権利を忘れ、人から得る権利ばかりを考え過ぎていたように思われます。

このように婦人運動家のやりかたが、世間一般の人々の婦人運動に対する理解を、あるいは遅らせていたかもしれませんが、同時にその先駆者たちの努力も買わなければならぬと思います。その人たちの直面した困難は、私どもが考えるよりも大きかつたにちがひありません。それで闘うためには、不必要なほど男に近い態度をとらなければならなかつたのでしようが、それだけ行き過ぎもあり、いわゆる女丈夫というような面も生れて来たのでしよう。しかし、この点でも時代はすでに変わりつつあります。今日世界の国々では、たとえば婦人議員にしても、非常に交つてきています。昔よりもたしかに若くなつており、結婚をし、子供を持ち、一般婦人の経験を持つた人たちが、より多くこのような公の舞台に参加しています。男に近いような装いや言動をしていた先駆者たちとはちがつて、今日の婦人議員はより自然な女性にたちかえり、男の議員から自分たちの同僚、協力者として迎えられるようになります。この事実から学ぶことは、人類の社会の進歩は決して男性を押しつけようとしている女だけのものでも、あるいは仕方なく女性に道を譲つて来た男性たちの力に

よるものでもなくて、男性と女性がおののの立場に立つて手を握り、何が大切かを一緒に考え、協力してゐるところに生れるものなのです。

このことからもう一つの問題を私たちは引き出すことが出来ます。婦人の社会に対する貢献は、男性よりもある特殊の、もつと追加された意味を持つてゐるということです。すなわち婦人が社会的に進出する時、必ず子供の保護者であるということ。方々の国で婦人参政権が与えられるとすぐに家庭や子供のための社会的改革がなされております。また参政権の与えられる以前から、婦人たちが政治に対して強力な働きかけをしていた国では、同様な改革が行われてゐます。この婦人と社会改革との関係について、反対の側から例をあげますと、スイスは非常に教育が普及してゐて、民度の高い国ですが、婦人参政権がありません。そのためにたとえばスイスの街を歩いて見ますと、子供の遊び場がないのです。また住宅計画とか、そのほか社会施設とかが目立つて欠けてゐるのです。これは婦人が公に政治に参加することができないために、婦人の人が国家の政治の中に動いていない、婦人の発言権が他の国に比べて少ないというところの結果と考えられます。

私は私の国のスウェーデンにおいて、家庭の幸福というものを社会政策の中心にすることに努力し、幸いにもそれに成功しました。どこの国でも、あらゆる社会政策——たとえば住宅、保健、教育、衛生などに対する政策を再検討して家庭の保護と福祉に役立つものを見出して行くことができるでしょう。このように婦人の行

動が社会の欠点を正して行くのに役立つ限りにおいて、「行き過ぎ」などはない得ないこと

です。スウェーデンでは、たとえば国家の住宅補助金を、ただ貧乏な人たちに与えるという従来のやり方を改めて、何人か子供のいる家庭に対して与えるという方法をとつてゐます。このように、これからの世の中を担つて行く子供を育てる家庭のために、国家の公の金を使うことは、ただ救済のために使うよりも、国としてはるかに有効な投資をしてゐることになるのです。

婦人がこのように家庭と子供の問題にばかり携つてゐるのはよくないと考えてゐる人もありますが、私はこの問題をもう一つ別の面から見たいと思います。それは従来家庭というものがあまりにも忘れられていたものであり、婦人が自ら考え自ら行動するようになつた時に始めてとりあげられるということなのです。子供というのは、婦人にとつてたしかに重荷であり、女が家庭に籠らなければならぬことの口実にされてきたが、それはむしろ逆で、婦人が社会に出て行動するようにならなければ子供の幸福は守れないと言えます。子供の養育は、個人の問題であるとともに社会の問題である大事業です。婦人はこの仕事に十分ほこりをもつてやつて行かなければならぬのです。さらに自分の子供だけではなく、よりよい世界をつくるために、子供全体の福祉の問題を婦人が取上げて行くならば、私たちの現在の生活の中から、また新しい別の喜びを持つことが出来るにちがひありません。

婦人は社会のための仕事や子供や家のための仕事などといふ沢山の仕事を一人でやつていかなければならぬことになりすが、幸い私たちの寿命はだんだん延びつゝありますし、しなければならぬ仕事が多ければ多いほど、生きてゐることの實質的な意味も大きく、より豊かな生き方ができるわけです。婦人の一生を三つの時期に分けてみると、一つは自身自身の教育をする時期、もう一つは家庭を建設する——それも社会とのつながりにおいて——時期、第三は子供も手はなれて、自分の仕事や社会のために没頭する時期となります。

日本人の平均寿命は知りませんが、スウェーデンの例をあげますと、女の人が二十六歳で結婚するとして、それから七十三歳で死ぬまで平均四十七年の間があります。子供がいてもどんな子供でも四十七年も親に世話を焼かせるような子供はいないわけでありすが、ですから、四十七年というものを十分に利用すれば、私どもは自分のことを勉強し、そして家庭のためによりよい仕事をして、まだ社会のことをもつと勉強し、よく知つて、よりよい市民になる時間はたくさんあるわけです。

このような仕事をして行くために、それではこのような自主的な生活をどうやつて確立すればよいでしょうか。私どもには参政権が与えられていますが、このことは婦人が世の中に貢献することの一つの象徴に過ぎず、婦人の社会的な活動のほんの出発点と考えてよいと思ひます。ほんとうに必要なことは、このような手段を活かすための私どもの内心の準備です。それ

は教育によらなければならぬのですが、先づ学校教育において女子が男子と同様な就学、進学、進学の機会をもつことが大切です。更に又大切なのは学校教育だけではなく、この生きた社会から学びとるという教育です。たとえばラジオ、新聞、通信教育、いろいろな学会、雑誌、等あらゆる教育の機会がありますが、そのようなものから女の人は一体何を受取つてゐるのでしょうか。婦人欄を読むこともよいし、ラジオの婦人の時間を聞くこともけつこうです。けれどもそれだけでは、決して男の人と同じだけの社会的な教養を得ることはできません。

ユネスコにおいては、現在学校の教育についていろいろな調査が進められておりますが、残念なことに、まだ婦人がどう風新聞を讀んでいるかという調査はしておりません。私がここで具体的に提案したいことは、まず新聞を讀んでいただきたいということです。

結局、婦人が先づ自分で自分の問題を理解し、又社会の問題をはつきり冷静に把握するといふ態度が今日何よりも大切なことであり、又誰にでも可能なことなのです。もしそういう態度をとることが出来るならば、たとえ私どもが置かれてゐる環境自身は、いろいろな問題を含んでいても、私どもはいつでも精神的には自由であることができるのです。そしてこのような自由こそ、私どもがいつでも求めて行かなければならぬものだと思ひます。

以上のことは、日本の婦人週間のスローガンの始めの半分、すなわち「自分で考える」ということについてお話ししたに過ぎません。「自

分で行動する」というその行動の方は、私は申しあげられませんが、何故なら、考える基本的な面はどこでも共通なことであるのに対し、行動の面はそれぞれの国の環境や必要を考えて、各自が行わなければならないことだからです。

もしも日本の婦人たちが、日本の環境、日本の必要、日本の理想に応じて行動することができれば、それは世界全体の幸福に貢献することになりましよう。何よりも大切なことは自分で考えることです。

(婦人週間中央大会講演より)

ミルダ夫人経歴

ミルダ夫人はスウェーデンの社会学者で教育家でもあり、現在ユネスコ本部社会科学部長の要職にあり、国連政府職員として最高の地位にある。彼女はストックホルム大学の文学博士の学位を得た後、労働者教育団体の研究グループの指導者として働き、数か国に留学、ロッキンフェル財団の研究生として、米国の社会心理学を学んだこともある。彼女は一九三〇年および一九四〇年代のスウェーデンの社会改革当時、活潑な運動をしたことで有名であり、この国の社会政策がはつきりと「家族の保護」という方向にむけられたのは彼女の功績といわれてゐる。夫君と共著の「人口の危機」は有名であり、家庭では「男と女の母である。今日日本の婦人週間出席のため、帰るは決断された。



第四回

繊維産業委員会に出席して

谷 野 せ づ

国際労働機関の第四回繊維産業委員会は、二月二日から十三日まで、ジュネーヴのI.L.O.本部で開催されました。この会議にはI.L.O.に加盟している国々のうち二十三か国から約百四十人の代表が出席しました。

出席した各国代表の顔ぶれを通して、私が特に印象深く思いましたのは、婦人の代表がかなり出席していたこととあります。労働者代表としてはベルギー・イタリーの繊維労働組合から婦人がおくれられ、政府代表としては日本から出席した私のほかに、スイス・オランダ・デンマーク・米・カナダ等からそれぞれ婦人の代表がおくられていました。国際労働機関憲章第三の二には、婦人に特に関係のある問題が総会で審議される場合には、顧問のうち少くとも一人は婦人でなければならぬ、と定められています。今回の繊維産業委員会には、議題のなかに婦人雇用の問題が含まれていましたので、各国ともかろうじて配慮にもとづいて婦人の代表がおくられたものでありましょう。

婦人雇用の問題部会の議長には、オーストラリアの政府代表ジョー・ワグネルが選ばれました。この

部会で、労使の間に最も激しい論議が交わされた問題はつぎのようなことでした。

婦人は勤続年数が短かく、また高い地位につくものが少ないので、婦人に職業訓練をする場合には、そのやり方について男とちがった考慮が払われねばならないという使用者側の見解。つぎに、婦人には特別な福利施設が必要ではあるが、これをあまり重視すると、経済的な負担から、婦人の雇用に障害を及ぼすことになるという使用者側の態度。さらに男女同一賃金の原則については、各国でまだ批准していない国が多いことであるし、これを適用するためのしつかりとした解釈が必要であることは認めても、これを国際的に共通な定義にまで導くことは、労資の間の自由な関係を破ることになるから好ましくないという使用者側の態度。これらに對し労働者側からは強い反対の意見がなげかけられました。

起草委員によつてまとめられた決議案は、二月十一日の最終部会で討議されましたが、この日の討議には、婦人代表の発言も活発に行われ、その内容にも複雑なものがあつた。まず米

狭めてみると、一般報告のなかでのものであります。けれども世界的には、まだ問題の多いことを痛感しました。

このようにして問題の多い婦人雇用の問題部会でしたが、次のような内容をふくむ決議が採択されました。

一、婦人の雇用

婦人労働者が繊維産業において欠くべからざるものであることを認めるとともに、婦人労働者の特性を考慮しつつ、男女労働者に対する雇用の機会均等を確保することがのぞましい。

なお婦人労働者に対する適切な職業紹介施設の設置がのぞましく、かかる施設は職務分析と職業指導の下に行われるべきである。

二、婦人のための福祉施設

婦人のための福祉施設を設けることが、婦人の雇用を成功に導くものであることを認め、且つ家庭に責任ある婦人のための家事について考慮する必要があることを認める。

婦人の健康と福祉を増進し、その職場能力を向上するため、立法、団体交渉、その他の方法により、次のような措置をとることがのぞましい。

イ、母性保護 一九五二年の産前産後の休養に関する条約、特に産前産後の休暇中の手当、哺育中の母子のための施設、産前産後の期間中においての婦人労働者の雇用、健康保護、健康に有害な重労働その他の労働に対する保護

ハ、椅子・休憩室・衛生管理規定などの工場内における福利施設
ニ、夜業の廃止

国の婦人の政府代表は、婦人が雇用されるにいては、能力がありその仕事をするのに適した資質のあるものであればよいので、女であるということによつて、特別な考慮をするという辞句をばさむことは、誤解を招くおそれがあるから必要がないのではないかと提案したのに対し

て、ベルギーの婦人の労働代表は、母であることが婦人にとつては本質的なものであるから、婦人には特別な考慮を払うことが絶対に必要であるといつて動かす、結局英国の政府代表が、婦人の雇用に關してはこれらのすべてが満たされるものでなければならぬといつて、これをまとめました。イタリーの婦人の労働代表は、婦人の労働権に關する基本権が満たされていないといつて、この決議案に不満の意を表明しました。

またオランダの婦人の政府代表は、オランダで婦人労働の調査を行つたところ、婦人は家庭の責任が重く、能率や健康を害することが大きいので、家庭に責任のある婦人に対しては、家事を尊重して労働時間を短縮する必要がある、パートタイムの制度についても考慮するべきであると提案しました。この提案に対しては英國

ホ、食堂・運輸施設、託児所
ヘ、婦人労働者の家事負担を軽減するため児童の学校給食、家事補助の施設
ト、福祉委員会の設置
チ、婦人の福祉相談員の設置

婦人労働者及びその子供のための福祉施設の財源は、全部又は一部を社会の負担として、使用者の負担を過重にしたために婦人の雇用の機会を狭めることのないように注意すること
三、職業指導と昇進
一九三八年並びに一九五〇年の職業指導に関する国際労働の勧告を確認すること

男女労働者に系統的な訓練を与えることが重要であるとともに、大多数の婦人労働者が従事している低い技能の職種にも、職業指導を実施する必要がある。

職業指導は、作業や職業の要求に即して行われるべきである。

婦人の指導員を養成すること

監督的地位への昇進は、男女の性にこだわらずに与えるようにしなければならない。

四、男女同一賃金

一九五一年の条約を確認するとともに、この原則を効果的に実施するため「仕事の分析とその内容の記述の方法」が、団体協約その他の方法により、公式化されなければならない。

また男女の賃金の差異が不当であることが労働の両当事者によつて認められたときは、その差をなくすように、双方で協議し検討することのぞましい。

この委員会に出席して私が特に印象深く思

婦人と年少者

の政府代表から賛成の意味の発言が行われましたが、イタリーの婦人の労働代表は、こうしたパートタイムの制度を採用することは、賃金を引き下げることになるから危険であるとして、強い反対の意見がのべられ、結局採決の結果、採択されませんでした。

男女同一賃金については、ベルギーの婦人の労働代表から、各国で男女の間に賃金差があることが認められた場合には、これをなくすために、それぞれ必要な措置をとることを検討するようにとの提案が行われました。この提案に対しては、労使の間に激しい論議が交わされましたが、その後採決の結果、いつたんこれが採択になりました。ところが採択されたとき、英国の使用者代表から、この決議については審議が不十分であるという理由で、猛烈な反対の意見がのべられ、議場は一時混乱いたしました。そして幾度か休憩、討論がくりかえされた後、漸くにして修正案がまとめられました。それは各国で賃金差があることが労資の間で認められたときは、労資ともこれをなくすように努力することのぞましいという意味のものでした。

こうした審議の経過を通して、私がしみじみ思いましたことは、日本では労働基準法で、この原則が保証され、国家的な措置がすでにとられているという心強さでした。印度や中華民国ではこの原則が確立され、ことに印度代表は、政府代表に続いて使用者代表までが、誇らかに賛成演説をされ、議場に明るい印象をなげかけていました。フランスやカナダ代表も、最近この原則が実施された結果、男女の賃金差を著しく

家庭婦人の地位

☆ 尾 高 朝 雄 ☆

る。もちろん、その中の一部分は、結婚後も職場にふみとどまつて、夫婦共かせぎをやつて行くであろう。しかし、子供でも多くなれば、主婦と職業とは両立しなくなるから、いきおい家

あるゆる婦人問題の中でも、いちばん幅がひろいのは何といつても家庭婦人の問題であらう。戦後の日本では、職業婦人がかなり多くなつたようであるが、その大部分は、やはり結婚にいたるまでの若い女性の就職であり、その収入で家計の手伝いをしたり、婚資をたくわえたりすることを目的とするものと思われる。そういう就職は、結婚によつて終りを告げ、職業婦人は家庭の主婦たる立場に帰つて行くのである。もちろん、その中の一部分は、結婚後も職場にふみとどまつて、夫婦共かせぎをやつて行くであろう。しかし、子供でも多くなれば、主婦と職業とは両立しなくなるから、いきおい家

庭の仕事に専念せざるを得ない。だから、職業をもつて独身で立つて行くような稀な場合をのぞき、すべての婦人の落ちつく先は家庭であり、ほとんど全女性に共通する仕事は、家事労働だといふことになる。そうした家事労働に従事する婦人の地位を合理化するには、どうしたらよいのか。

一昨年の婦人週刊には私も出席したが、その席上で或る女性の委員から、婦人問題を根本から解決するためには、妻の行う家事の労働価値を或る比率で計算し、その割合で夫の収入の相当部分を妻の収入とすることによつて、婦人の経済的地位を確立して行かなければためである、という意見が出た。たしかに、家事の切り盛りは多くの場合朝から晩までの重労働だし、それによつて夫は後顧の憂いなく外で働くことができるのだから、家事労働の値うちをいくらかと見積つて、それを夫の収入の中から妻の分として差し引くという考え方には、相当の理由があるといひ得る。しかし、夫の収入も夫だけが使うのではなく、それで妻子も食べて行かれるのであるから、その中のどれくらいを妻のものとして計算するかは、大層むずかしい問題である。その上、夫の収入にもよることだが、その中の二割とか三割とかを妻の特有財産として積み立てて行つたのでは、家計が成り立たない場合が多いであろう。そう考えると、この案も名案ではあるが、実際には行いがたいといわなければならぬ。

そこで、それと同じような構想で、夫婦生活に終止符が打たれたときに、夫の財産の相当額

を妻の分け前として確保しようとする制度ができてゐる。夫婦生活に終止符が打たれる場合は、夫の死亡および離婚の二つであるが、終戦後改正された民法によると、夫が死んで、相続人がわが子である場合には、妻は、残された財産の三分の一を受ける権利がある。また、離婚の際には、妻は元の夫に對して、相当額の財産を分与することを請求することが出来る。これは、同時に、妻に對する夫の権利でもあるのだが、多くの場合、財産をもつてゐるのは夫だから、この立法は、未亡人になつた主婦、または破局に際会した婦人のために、せめてもの経済上の生活基盤を確保することを主眼となされたものであるに相違ない。そうして、そこには、妻の協力なくしては夫の財産もできなかったのだから、いさという場合には、妻はその中の相当部分を受取る資格がある、という思想が含まれてゐる。

しかし、この制度によつて、家事労働に生涯を捧げてきた主婦の立場というものが、はたして経済的に守られたことになるであろうか。私は、その点に大きな疑問を抱く。

夫が死んだ。例えば、子供は五人、相続財産は六十万円であるとする。その場合、別段の遺言がなければ、妻は三分の一の二十万円を受け取る。子供は、三分の二の四十万円を、長幼男女の別のない均分相続で分けるから、一人の取り分が八万円になる。しかし、家庭の主婦は、家事労働では熟練工であるが、それだけに、ほかの仕事には経験もなく、技能もたないことが多い。二十万円で居食ひをすれば、じきになく

なつてしまふ。以前の家族制度ならば、母親は原則として長男と暮すことになつており、いろいろなトラブルはあつても、主婦の老後の身のふり方がしきたりできまつていたが、均分相続となると、子供たちのだれが老後の母親の世話をするかが、面倒な問題となる可能性がある。あるいはまた、農家のような場合には、分割相続では農業経営が成り立たなくなるから、配偶者も次男以下も相続権を放棄して、以前のように長男が包括相続をするという結果になることが多いであろう。

こう考へて来ると、家庭婦人の経済的な地位を法律で守るようになってみても、仲々思うようにならないことがわかる。だから、問題は理窟や法律だけでは解決しない。やはり、愛情とか道徳とか創意工夫とかいふものによつて、主婦の生活環境をできるだけ住みよいものにして行くという不断的の努力が必要であらう。人間として当然の権利を主張することに臆病であつてはならないが、権利のみを主張することによつて、愛情に大きなひびを入らせても困る。なくてはならぬ妻として大切にされ、いつでもしたわれる母として生きること、旧時代の良妻賢母的忍従と犠牲とを代償とすることなしに可能ならしめる道を追求すること、——ここに家庭婦人に關しての婦人問題解決の重要な鍵があるように思われる。

出生から死亡まで

——スウェーデンの社会保障制度——

スウェーデンでは人間が生まれて、育ち、死ぬまでの間に、実に思いやりのある社会保障が行われてゐる。まず出生のときには、子供が生まれてくるのが家族の負担にならないように、出産料は国家が支払う。産婦は産院なり、自宅なり、自分の好きなところで出産し、百円程度の食費だけ自分で支払ふ。妊婦してから出産までの間は無料で随時に診察がうけられる。子供が生まれると母親に手当が支給されるが、父親のない母子家庭には有利に与えられる。

私生児には一時貸しつけ、後で父親からとりかたてることになつてゐる。この国では子供と家庭生活に社会保障の重点がおかれていて、家賃は子供が多くなるに従つて安くなる。四人なら四〇％、五人なら五〇％安くなるが、五人以上は同じである。子供が多く、しかも外で働かなければならないときや、母親が病気のときには政府が無料で家政婦を出してくれる。これは一種の公務員で、安心して頼むことができる。家庭の母親にも有給休暇が与えられ、政府が旅費を出して旅行もさせてくれる。

働く母のために無料の託児所が完備し、五歳からは幼稚園に入れられる。七歳から学校に入り、九年の義務教育を受ける。この間に自国語のほかは英語を五年間必修として学ぶ。日本と同様、この国でも男児も家庭科を学ぶが、特に十一・十三歳の男児は料理に興味を持つものが多い。十五歳くらいから性教育を始め、将来家庭を持つとき必要なことを教える。

結婚はたいして自分の選択で行われるが、王室委員会は、二十六歳まで結婚をひかえ、結婚後二年間は子供を産むことを控えるように勧告してゐる。結婚資金を政府が貸してくれるが、貧乏な人だけではなく、誰でも勤勉の証明さえあれば借りられる。それを貯金通帳を示すことになつてゐる。

スウェーデンの社会保障は国民の税金からまかなれてゐるが、累進税が徹底して行われているので小所得者には影響はない。

六十七歳から、貧富の差別なく老齢年金が受けられる。この国の人は一般に長命なので、六十七歳からになつてゐる。死にすると地方の役所で葬式料を支給してくれる。どうして一生、この国で生活が保障されてゐるのである。(四月十九日労働省婦人少年局ミルダ夫人懇談会より)

多。二十万円で居食ひをすれば、じきになく

なつてしまふ。以前の家族制度ならば、母親は原則として長男と暮すことになつており、いろいろなトラブルはあつても、主婦の老後の身のふり方がしきたりできまつていたが、均分相続となると、子供たちのだれが老後の母親の世話をするかが、面倒な問題となる可能性がある。あるいはまた、農家のような場合には、分割相続では農業経営が成り立たなくなるから、配偶者も次男以下も相続権を放棄して、以前のように長男が包括相続をするという結果になることが多いであろう。

第五回
婦人週間

全國婦人會議の報告

四月十二日虎ノ門
共済会館において

あいさつにかえて

平林 たい子

私は、皆さんに、御挨拶代りに、一つのことを御相談申し上げたいと思います。それは、いまの日本の全国津々浦々に、いわゆる水商売に従事する婦人の数が非常に増大しているということに關してでございます。

水商売ということばは曖昧でございます。法律的に言へば、接客業とか、飲食店従業員とかいうのでございましょうが、それを水商売と総称する所に、この職業の不健全で陰微な性質がかくされていくわけでありまして、どうして戦後に水商売婦人の数がふえたかという原因はいたつて明瞭でございます。第一に、婦人の職業、ことに年齢をすぎた婦人の職業が非常に少いこと、また、たまたま職業があつたとしても賃銀が安いこと、家庭内の内職がやういこと、それに戦争未亡人の存在、夫の失業、夫の賃銀がやういこと、最後に水商売屋の数が戦後非常にふえたことなど、間接直接にかぞえ上げると、数限りも

ない条件がそろつているのでございます。これらのことがらを別の言葉で申せば、婦人が職業に進出しなければならぬ客觀狀勢が与えられてゐるのに、健全で生活するに足るしかも生産的な職業が与えられない故だともいえるかも知れません。

そしてこのことは、日本婦人全体の運命にとつて相当深刻な問題を含んでいゝと思ひます。こういう稼働場所があるために、健全な職業の賃銀を引上げる努力よりも、水商売に變つて行く方が増収の早道ということになるのがその一つです。また水商売という言葉に含まれるニュアンスが示してゐるとおり、この職業は売笑的要素を何部分かもつてゐるものでありまして、特に、遊廓が少なくなつてからの水商売は以前になかつた危険な要素をもつものになりました。戦後の水商売は、売春に転落する一つのステップです。

社会も目をそば立てて遅ればせながら対策を考えますし、農村娘の身売りについても、とにかく世論は問題にしています。が、一応職業の形をしいわゆる水商売婦人の行く道についてはあまり世間が氣をつけてゐないのが現状です。

これについては、いろいろの対策が考えられます。客へのサービスを命令する雇主の権限に法的な限度をつくること、たとえ売春そのものを要求しなくとも、固定給以上のよい着物を着ることを雇主が要求したり、客にしないだれかつて酌をするようなサービスを習慣にしたりすることに法的な制限をもつてやることなども、さしづめの対策にはなりましよう。それに、固定給が依然やすくてチップ制度が行われてゐる現状にもメスを入れる必要がありましよう。

が、法律の制限は、この問題の対症療法でありまして、この問題の根本解決でないことはいふまでもありません。

私は、実は、この問題についての解決案をもつてゐるわけではなく、識者の皆様に、このことを訴へして何かの対策を考えていただくのが、この御挨拶の目的なのでございます。

第五回婦人週間の中央行事として、労働省では、朝日新聞社と共催で、全國婦人會議を開催した。

この會議の出席者六名は、主催者がさきに全國より募集し、中央に設けられた設備委員会で、地域別及び問題別のわりふりを考慮して、書類審査により選定したもので、応募者八十七名中より選定された人々である。設備委員は、尾高朝雄、磯山政道、神近市子、江上フジの諸氏並びに主催側四名であつた。

會議は四月十二日、虎ノ門共済会館で行われ、家庭・職場・社会の三部門に分れ、主催側で依頼したアドヴァイサーの六氏の出席を得て、それぞれの問題について「婦人は何をなすべきか」を討議した。この會議の内容は当日の總會及び四月十三日の日比谷公會堂における中央大会で報告された。以下はその報告であるが、討議の概要を知るよすがとしてここにのせる。なお応募者数、問題の内容の詳細については資料室を参照されたい。

議題 「婦人は何をなすべきか」

- 家庭部門 家庭において婦人はどうすればよいか (アドヴァイサー氏名)
 - 第一部会 これからの家庭婦人のあり方 東京教育大学助教授 磯野 誠一
 - 第二部会 農村婦人の家庭における地位を高めるために 農村問題研究家 丸岡 秀子
- 職場部門 職場において婦人はどうすればよいか
 - 第一部会 婦人の労働条件を高める方法 東京大学助教授 氏原正治郎
 - 第二部会 婦人が有能な職業人となるために 国鉄労働科学研究所長 西川 好夫
- 社会部門 社会において婦人はどうすればよいか
 - 第一部会 のぞましい婦人団体のあり方 法 律 家 久米 愛子
 - 第二部会 社会福祉のために婦人のなすべきこと 東大教授 飯塚 浩二

一、家庭部門報告

家庭部門では、「家庭において婦人はどうすればよいか」ということについて討議し、第一部会では、都市の家庭婦人の問題に中心をおいた。「これからの家庭婦人のあり方」という議題で討論が進められ、アドヴァイサーとして教育大学磯野誠一氏が参加された。問題を四つに分けて、(1)生活技術を充分身につけて

いるだろうか。(2)新しい婦人としての知性をもっているだろうか。(3)家族同士のつながりは民主化されているだろうか。(4)経済的能力を持つてゐるだろうか。という点について活潑な意見の交換があつた。

栄光が生活の合理化を阻んでゐること。今までの婦人は学校でも家庭経済の運営についての教育を受けてゐないこと。婦人雜誌などが庶民階級の主婦の生活技術の向上に役立ってゐないこと。などがあげられた。

(2)の知性の問題では、地方の多くの婦人は婦人週間も知らない状態であること。一般の家庭婦人には積極的に知ろうとする態度が見られず、時間がない、経済に余裕がないといつて半ばあきらめきつてゐる状態であること。時間的にも経済的にも余裕のある婦人の中に個人的な趣味に没頭してゐるいわゆる有閑マダムが多いこと、などが現状として語られた。

(3)の家族同士のつながりについては、夫と妻の關係がいまだに主人と家來のような縦のつながりで結びついてゐる家庭が多く、従つて妻一人が犠牲になつてゐることが多いといふことや、民主化されている家庭の場合、家族同志には問題はないが、近所隣りの批評に氣を遣はなければならぬといふことが起る。というような問題が出された。

最後の(4)経済力を身につけてゐるかという点では、家計を助けるために、或るいは自分の才能を活かすために仕事をもちたいと望んでゐる婦人は相当に多いが、職が得られない状態であること、また家庭と職場の両立が困難であるために悩んでゐる婦人が多いこと、従つて内職をもとめる人が多く、内職の賃金が安く中々生活が苦しいといふような意見があつた。

でも、家庭に閉じこもっている母親の愛情を一身に浴びている子供より、社会とともに進歩する母親に育てられる子供の方が幸福であろうという意見があった。

家族関係の民主化についてはお互いの人権を尊重することが根本で、家族会議を持つこともよいが、そこへ到達するまでが問題であるから、事あるごとに婦人も大いに発言すること、夫が無理解な場合は時には建設的なケンカも必要である。民主的な家庭生活を営んでいることに對して起る世間の批評を気にする必要はないが、周囲の無理解な婦人に対しては、自分と同じ気持ちになつてもうよりよく理解を深める努力が必要である。また子供が成長して家庭を持つた後の親子の同居の問題から、よい施設を備えた養老院がほしい、そのために社会保障制度の確立を望む。

最後の経済的能力を身につけるという問題では、私達の娘には絶対に結婚を目標とした教育を受けさせない、一人の独立した職業人としての教育をうけさせようというのが全員の一致した意見であつた。内職の組織化についても真剣に論じられたが、結局は、職をもとめる者には職が得られるような社会をつくる必要があり、保育所等の社会施設も完備されなければならないという結論に達した。

最後にこれらの問題を具体化するためには、一人一人がよいと思つたことをすぐ実行することが必要で、塵当つて目前

に迫つてゐる問題に當つては、生活を高めるための政治が行われるように望む。要を授けようというところが確認された。

次に第二部会は、「農村婦人の家庭における地位を高めるにはどうすればよいか」という議題について、丸岡秀子氏をアドバイザーとして討論が行われた。その主な点をあげる。

- 一、農村婦人の労働は非常に過重であるが、そのわりに評価されていない。婦人は朝早くから夜遅くまで働いているが家計の実際さへ知らされず、新聞を読むことにも気がねをしている。
- 二、農業が機械化されても婦人の労働は決して軽くなかない。これは浮いただけの労働力が農家の家計をらくにするために養鶏や養蚕、はたおりなどにむけられるためで、これには税金が高いこと、物価と農産物価がつりあつていないことなどが原因としてあげられた。
- 三、生活改善も農家の家事労働が農業労働と同じに評価され、農業との関連において行われるのでなければ実現できない。洗濯は雨降りや夕方など農業労働のあい間に行われるのが普通であり、育児に手が廻らないため、子供がいろいろに落ちたなどといういろいろな例があげられた。
- 四、これを解決した一例として、山間の一軒家という非常に困難な条件のもとに、自家発電によつて農業労働と家事労働の合理化を図つてゐる笑例の報告もあつた。

- (1) 夫や家族の無理解
- (2) 農村にまだ多く残つてゐる迷信や古い習慣
- (3) 婦人自身に向上しようとする意志も目標もない
- (4) 生活に計画性がない
- (5) 婦人が経済力を持つていないこと
- (6) などが挙げられたが、これらは、

- (1) 農家経営が家族労働でなりたち、嫁や子供はただの労働力にすぎない
- (2) 過小農経営で、家族が労働に対する報酬を主張し得ない、食ふだけの生活である
- (3) 日常生活の計画化に當つて家族全員の協力を求めること
- (4) 嫁、姑は上下の関係でなしに苦勞を分かちあう対等の人間として互いにみとめあうこと
- (5) 婦人会・生活改善グループ・農協婦人会等による横のつながりを持つこと
- (6) 婦人が自主的な活動をする態度をつくるため団体の役員などはまわりもちにする
- (7) 労働を軽くするため、村ごとに保育所を作る

- (8) 婦人が経済に参画できるように自分自身を高めること
- (9) そのためには農家の生活の奥底をほつきりさせる一貫した生活の計画化をはかり、家事を一貫した生活の計画化をはかること
- (10) 結局農村婦人は米価や物価の動きにも常に關心を持つてゆかなければならぬ。これは政治にもつながる大きな問題であるということが強調された。

二、職場部門報告

職場部門の「職場において婦人はどうすればよいか」ということについては、「婦人の労働条件を高める方法」と、「婦人が有能な職業人となるために」という二つの問題について話し合われた。まず職場の現状が問題になつたが、その中で男女の差別ということが最も大きく取り上げられた。

まず賃金の問題では、労働基準法の男女同一賃金の規定によつて初任給は殆ど同一になつたが、また中小企業や労働組合のない処などでは初任給にも男女の差があるところがある。また初任給が同一の所でも昇給や昇格に差があり、責任ある地位につくことができないために永い間には結果として男女の差別が生まれてくる。たとえば九年前文書給送ばかりさせられていた婦人や、七年も謄写版の原紙切りばかりさせられていた婦人もあり、又女ながら故にいつまでも雇の身分でおかれ、同じ学歴、同じ勤続年数の男

性が自分をおいこして昇格してゆくのを指をくわえてみおくつていなければならぬというような例が出た。

次に女はほんの腰かけの三十三三年の間、不熟練労働者としては大いに利用されるが、熟練者として真剣に地位を高めようとする婦人は、永く勤めようとする婦人はいろいろな困難にぶつかる。たとえば三年位たつと自然と退職してゆかなければならないように使用者からしむけられることがあり、又停年に達しない女教師が辞職勧告を受けた例もある。又結婚するとやめさせられたり、共稼ぎの婦人が辞職勧告を受けたり、折角あつた職場の托所が、既婚婦人は雇われないという方針のもとに閉止されようとした例もあつた。男は五十五歳、女は五十歳というように停年に差別がつけられてゐる例も出た。

又働く婦人の能力が男性に劣るということがしばしば問題にされるが、職場で行われる研修や講習会などに男性ばかり参加させて、婦人は参加させないという事実が、婦人を有能な職業人にすることをばばんでゐるという深刻な悩みが語られた。

次に働く婦人は労働基準法によつて保護されているが、それが充分に行われていないところもあるという声や、又一方保護されるが故に、却つて婦人の職場がせめられてゆくのではないかとこのことが問題になつた。基準法がよく実施されてゐない処では監督を充分にしてほし

いということが要望され、同時に母性保護の立場から、又日本を文化国家として守つてゆくために、労働者も使用者も現行の基準法を絶対に守らねばならないということが語られた。又男性と差別されないためには、女性の労働時間の制限を或程度緩和してもよいのではないかと一部の意見もあつたが、そのような女性の労働条件を引き下げる消極的な考え方はなく、むしろ男性とも協力して男性の労働時間を短縮する方向にもつてゆくことを望ましいという積極的意見もあつた。

次にこのような男女差別の状態が存在する原因として、社会・職場・家庭にまた根強く残つてゐる封建性、それにとづく女性に対する偏見が最も大きく取り上げられ、同時に女性の側にも反省すべき点が少ないという意見もかなりあつた。たとえば職業意識が低く、安易な仕事の方が楽だといつて責任ある地位につきたがらなかつたり、一人前の仕事の責任をもたされていながら、自ら難用を引き受け、そのために仕事の能率は低下し、労働過重で病氣になつた人があるというように女自身の中にも封建性が残つてゐるということが反省された。

又同性の昇進に対して婦人の地位の向上に協力するということを考えず、むしろ邪魔をするというようなこともしばしばみられる。この問題の対策として婦人自身にある問題と、社会・職場に關する問題の二つに大別して話合つた。

- 一、まず職業意識を高めるためには、(1) 婦人は経済のためにばかり働くのではなく、仕事に自信と誇りを持つこと。
- (2) 単純安易な仕事に安住しないで、職場になくしてはならない存在になること。
- (3) すすんで責任あるポストにつく努力をする
- (4) 仕事のながれ、企業の組織、経営機構に至るまで、よく理解し、自分の仕事を完全にマスターすること。
- (5) 家庭と職場、個人と公人との切り換えをはつきりさせること。
- (6) 単に職場の花としての存在でなく、一個人の職業人として働くこと。
- (7) 結婚・出産・育児の場合も仕事を中絶しないという気構えを持つこと。

結婚した婦人は職業人として適さないとか、逆に独身婦人に対する偏見の考え方もありがちであるが、深い生活の経験による人間完成という点では、むしろ、婦人の仕事にも幅がついて、よい仕事ができるという意見もでた。

二、技能を習得するには、学校教育において、技術的な修練を充分に行ひ、今までありがたりの婦人の職業よりもっと広く、個性によつて技術をみがくという方向にすすめること。婦人の技術は従来の

以上に半熟練的でなく専門的であるよう職業を生涯のものとして修練したい。現在職場にある人は、まずあらゆる機会に職業に練達しようとする意欲を持つ一方、労働組合や使用者が技術をたかめるための講習会や技能コンクール、企画訓練に変化にとんだ方法による現任訓練をすること。更に進歩、認定の証明を出したり、ポストを与える。その他男子と同様に職場の配置転換によつて仕事の経験を積み、ポストにつけるための研修をすること。派遣生・委託生のチャンスに婦人に与えることがあげられた。

職業的専門教育のみでなく、生活の基礎となる一般教養をたかめ、視野を広めることも大切である。

組織を持たない婦人については、働く婦人同志の横のつながりをもつてたかめる。これには指導者の養成、講師の協力がのぞまれる。

いずれにしても婦人は男子に較べて、根本的には能力が劣つていないので、甘い考え方や劣等感を捨て、感情の不安定を切り切ることが先決である。

働く必要に迫られながら、職業的技能を持たない人の多い未亡人に対しては、授産指導の施設を是非拡充すること。また女でなければならぬ適職の分野を開拓することなどが切実な問題としてとりあげられた。

三、家庭と職場の両立については、まず婦人が働くという意思をどうとめるために、家庭生活の工夫改善、生活技術の能

率化、家事労働の家族分担、自主的家族教育、男性の理解の問題があつた。時間制の家政婦のように、手すきの婦人が働く婦人の家庭をたすけるパートタイムの方法をひろめたい等の意見も出た。

次に社会及び職場に関連する問題としては、婦人を働きよくするために現在の社会施設を拡充、或は設置すること。第一に托児所の数を多く各地域に設けて利用しやすくする。乳児もあつかうようにし、保姆の訓練をすること。更に共同炊事・洗濯・産院・托児の診療まで発展させたい。放課後の少年少女のグループ指導、共稼ぎで働く者の住宅の解決もとりあげられた。

その資金として、厚生年金の余剰の利、隣人愛の協力、グループ活動、婦人団体の活動などが希望された。

職場の問題は働くものの組織の力によつて解決しなければならぬが、婦人の労働組合の活動はまだ活発とは云えない。それを活発にするには、
(1)レクリエーション活動を活発にすること
(2)婦人に身近な問題を取り上げること
(3)婦人役員を出すようにすること
(4)婦人の問題は婦人自身で解決するようにすること
(4)組合活動をする婦人に対して赤のレッテルをはつたり、女らしくないといつてつまはじきをするような傾向が残つているので組合の指導者は余ほどの覚悟と努力が必要である。

終りに根本的に大切なこととして次のことがあげられた。

○娘を結婚第一主義に就職させること

○結婚を妻の座にのみとめようとする男子の考え方

○婦人をいわゆる女としてのみ扱う職場の考え方

など一般社会通念の私執をする一方、女性自身も「職業には女が欠くことのできない要素である」ことを認めさせるよう努力をしめすこと。あらゆる職場の横のつながりを持つこと。

要するに現在では「女性も人として職業をもつことは当然である」という段階にきている」ということを社会も女性自身も認めること。そこにおおらかな生き甲斐と希望を見出したいということが強力にべられた。

三、社会部門報告

社会部門の第一部会では、社会における婦人の生活を高めてゆく一つの力としての婦人団体について「望ましい婦人団体のあり方」という議題で討議した。出席者十名の理想としてゐる処は大體共通していたが、現実の問題として、成功している例と、不成功の例との対照が余りにも顕著なので、実際に所願している、又は直接間接に接触する地域婦人団体、その他の婦人団体の現情を発表し、互いに反省する事によつて今後の方向を見出すという方法を取つた。

1.婦人は協同活動の能力を身につけてい
るか。
2.現在の婦人団体の運営方法は進歩した
か。
一般に見られる傾向としては、単なる
親睦といつた程度でなく、会員に明確な
目的があつて結成され、その目的のため
に地味な活動に努めている、よりいへば、
農村の経済生活に結びついた研究グルー
プ等は効果をあげている場合が多い。
古い指導者の中には後進の人の進歩を
おさえようとする態度の人があり、婦人
の進歩をはばむ者は、婦人自身の中にも
あるといふこと。又規約等の形は一応民
主的であつても、それが天下りにできた
ものであつたり、いまだに独断的なもの
なく、上りの指示に追われてゐる処や、
役員になる者が一部のみに固定し、同一
の人が長い期間任期についてゐる処や、
婦人会が一部の人の社交場化してゐる処
などの現状があげられた。これについて
は、会員がそのまま見過してゐるものも
多いが、同時に指導者も大いに反省の必要
がある。
○婦人学級などによつて、ひとりひとり
の知性を高める必要がある。
○会への入会・脱退は、あくまで本人の
意志により自主的にしなければならぬ。
○会員が物を考え発言になれるように、
小さなグループ活動を活発にするとよ
い。
○部制や委員会制にして、それぞれが責
任をもつようになれば、仕事も皆に平
均し、多くの会員が活動するよう
になる。

又婦人団体の事務が、その団体自身の
手でまわらない処では、会員がガリ版の
練習から始めて努力してゆけば、困難な
がら処理できることになる。
つぎに「よりよい社会の実現のために
役立っているか、又何ができるか」とい
う点につき討議が行われた。

現在の活動状況では、婦人団体の全国
的提携によつて、大きい問題にあたらな
ければならない。例へば特許制度反対
とか、政治浄化のための連座制提唱等。成
功した例として、候補者を呼んで立会演
説会をもよおし、政治教育をしたもの、
政治浄化のため、選挙違反候補を婦人団
体の世論により、事前に立候補断念に効
を奏した等の事あつた。

又福祉施設設置の面では、保育園・愛
育園の経営は勿論のこと、母子寮・養老
院・幼児学校の設置のため、世論を作る
のに努力した事実等が発表されたが、こ
れは社会第二部会での討議の結論として
あげられた。

(1)組織を作つてその力で広く社会に呼び
かけて、世論を起し、実質的な社会保
障制度の法律化とその実施のため、国
会に働きかける。
(2)個々の問題を常に社会性の関連におい
て考え、協同の力、更に横断の組織と
の連絡協力によつて、解決努力する。
第二部会では「社会福祉のために婦人

はどうすればよいか」について、十人の
出席者から意見発表があつた。そのうち
一、生活援助の問題
二、社会教育の問題
の二つを議題として討議した。

一、の「生活援助について」は、「母
子世帯の問題」と「保育所」がとりあげ
られた。「母子世帯の問題」として、第
一に昨年十二月二十九日制定、本年四月
一日から施行となつてゐる「母子福祉資
金貸付法の適切な運営を切望する」即ち
給付金額を最高五万円と限らず弾力性を
もたせてほしい。このために私達は法を
改正するため国会に働きかけなければな
らない。事務当局に対して貸付事務の敏
速と公正かつ厳重な選定をのぞむ。又貸
金により事業をしようとするときは、一
人々々借り受けるより数人連帯で貸付を
うけて資金を数倍にして協同の事業を起
すことが事業の堅実性・永久性もあり、
中間搾取も防ぎやすいし、結局収入の安
定率も高いことが討議された。第二に、
これら貧しい母子世帯の母親が安心して
働くことが出来るため職場にあるような
百分費用支給の医療保険制度がほしい。
これは未亡人組織が一つになつて作るこ
とも考えられる。第三に戦争遺家族問題
中、遺族年金の適用対象に実質的でない
わくを設けず、広く戦争犠牲者全般に行
きわたらせてほしい。これも国会に働き
かけて法を改定するようにしなければなら
ない。

又、片親の子供に対しては就学等の際
に、片親の手扶けに対しては就学等の際

偏見を持たず、むしろ他の条件の同じ者
が二人いる場合は優先的に採用する程の
社会連帯責任と大きな愛情をもつてほし
い。これは婦人団体等の力で強くよびか
ければ世論を動かすことが出来ると思
ふ。次に保育所の問題では第一に、現在
母親が働くために非常に要望されてゐる
保育所の増設がはかばかしくなく、かつ
体験からみて設立することが困難であ
る。なかなか資金が得られない。同じ目
的を持つ厚生省関係の保育所には補助金
が出るが、文部省関係の幼稚園には補助
金なく、又幼稚園には入園児童の制限条
件はないが保育所には生活状態の制限が
ある。せまい田舎には、これら二種類の
施設はなく実務問題としていろいろの矛
盾と不自由がある。何とか一本化する方
法はないものか。これも法の改正が必要
となる。

次に社会教育問題の面では、「今まで
あらゆる啓蒙方法を試みたが、なおかつ
無自覚な婦人層の目を覚ますにはどんな働
きかけをすればよいか」というのに対し
て、根拠よく婦人団体等の組織を利用し
てお互に啓蒙し合ひ、一方、社会教育の
政策実施面からも一層の積極的援助を願
う。そのためには障壁となる婦人団体の
ボス幹部をなくすよう、又実績をあげて
いる他県団体と横の連絡をとつて協力し
てもらふよう連絡をとる。また、婦人な
らびに青少年を含めた社会教育活動の一
つとして健全なレクリエーションが必要
である。単なる興味本位のものに流れな

会 員 氏 名

家庭部門

第一部会

斎藤みつえ(北海道) 鞍 好子(大宮)
狩野 マス(秋田) 森田 房(愛媛)
石島 京子(栃木) 岩崎きくえ(高知)
高橋 令子(東京) 徳山 怜子(福岡)
早川千代能(山梨) 中村 幸枝(山口)

第二部会

飯塚富美代(愛媛) 高橋 寿子(岡山)
相沢フミエ(神奈川) 栗栖 松枝(広島)
吉川 俊子(長野) 近藤イリス(徳島)
吉汲 いさ(愛媛) 渋谷てるを(愛媛)
岩田 好子(京都) 大井 よね(鹿児島)

職場部門

第一部会

山崎一二三(北海道) 浅沼 香子(愛媛)

社会部門

第一部会

三田 昌子(青森) 外池 健子(大宮)
渡泉サダ子(岩手) 赤沢みつえ(富山)
樋口 綾子(富山) 黒岩 尚(徳島)
永岡あけ子(福井) 藤 敏子(福井)

第二部会

市原しげ子(山形) 森 綾子(兵庫)
永田 周子(東京) 高津 妙枝(山口)
山本 撰子(福岡) 川口 光子(高知)
秋山 二葉(山梨) 二川 淑子(高知)
増田 英子(愛知) 仁田尾八重子(富山)

第三部会

阿部 悦子(富山) 森川 春江(奈良)
高久 和子(栃木) 辻川ちや子(和歌山)
成田 年重(富山) 鹿野寿美江(広島)
塩川 豊子(静岡) 山下 隆子(熊本)
成定 俊子(愛媛) 草野 寛子(大分)

日本婦人週間に對して海外から寄せら
れたメッセージは多いが、そのおもなも
のをあげると、パールバック女史、ヘレ
ンクラウ女史、ルースベルト女史を始め、
共和党婦人部長W・J・ドナルド、国連
人権委員会代表オスワルド・B・ロー
ド、米国有権者同盟会長ジョン・Q・リ
ー、イタリア駐在米国外使クレア・ブー
ス・ルース等の諸氏である。

婦人の自覚と離婚

佐多 稻子

終戦後に大増加したという離婚が、この八年間にどんな統計を現わしているか私は知らないでいる。八年後の今日も相変わらず離婚が多いのか、この頃はそれが次第に数を減じているのか、そのへんのくわしいことは分らない。が、最近の婦人公論で、「四十代の危機」というので、夫婦生活の、それももう、生活的にも精神的にも十年以上、あるいは二十年を共に過ごし、作用し合ってきた夫婦の危機を扱った座談会があつて私もそれに出席した。

終戦後に離婚が多くなつたと言われ、その離婚は、妻の側から求めた離婚の比較的多いのが特長と言われた。そしてそれも、やはり数年共に暮らしてきた、だから年齢的に四十代の妻からの離婚の形が多いと言われた。

これは新しい憲法と結びついた現象だろうということは一般に言われたもので、それだけ、今までの旧憲法で押えられていた妻の、忍従の生活を語るものだったし、新しい憲法で、忍従を見きりをつけた婦人たちの覚悟を語る現象であつたらう。そのうちには、数年間の戦争の時代に、夫婦生活が壊されていた、

ということも原因になつていながらも、夫は戦場に、妻は戦時中の困難な毎日に、永年別れて暮らしていたという事情は精神的な愛情が固く基礎になつていない限り、夫婦の間を遠くさせたに過ぎない。いわば、愛情が基礎になつていない結婚が多かつた、というこのひとつの証明であらう。また疎開生活というものも、いろいろと夫婦生活を破壊した例が多い。そのようなき、新憲法が、妻の決意をうながした、ということだろう。

新しい憲法が婦人の自覚をうながした、ということはそのすべてにわたつた意味ではまだ強力なものになつていないことも多いけれど、たしかに妻たちは、自分の生活というものを考えたことはたしかである。私の知つていた例にはそのようなことも二三にどまらな。それは、夫に愛人があつて、妻はこれまでその生活に堪えていたけれど、堪えていられなくなり、夫に見切りをつける、という例である。もう子どもも数人いる夫婦であつたが、妻ははつきり籍を抜くことを覚悟した。そのとき、子どもたちのそれに対して気持ちを現わした話が、大変新しい憲法というものを感ぜさせた。母が籍を抜く、という、もう成年になつていた長男が、それじゃ、自分も母の籍に入る、と意を表明した。兄にっつて、それでは自分も、私も、と

五人の兄弟がみんな母の籍に入る、と言ひ出した。そのおけに最後に、長男が、かゝつたといふのである。「お母さんと僕たち兄弟五人で籍を抜くと六人になる。それよりお父さん一人に籍を抜いてもらつた方が簡単ではないか」

何と新憲法だろう、と興味ふかく聞いたので覚えておる。籍を抜くということが、旧憲法の時代なら、大変なことだろう。長男は勿論家の觀念から籍を抜くということはむずかしい。それが簡単に母の籍に入る、と言ふのも新憲法だし、それ以上に、お父さんの籍を抜いた方が簡単だ、という考えは、全く、今まで考え及びもしない新しい思ひつきである。

この家庭が籍についてどのような処置をとつたかその結末は聞かなかつたけれど、これは新憲法の影響であることにはまちがひはない。この妻の決意そのものもたしかにその反映であつたとおもう。今までなら、夫に愛人があつても、妻は家に子どもを守つて忍従の生活をしてきた。婦人の自覚というものが生れて、妻は自分の誇りを示しはじめたのであらう。屈辱に堪えなくなつた、というのは、自己の誇りを取りもどすことであつたらう。

婦人公論の座談会とき、神近さんの話に、あるとき未亡人と離婚者はかり集つたことがあつて、その席でみんなが、早く解放されていよかつた、と言ひ合つたと言われ、座談会出席のみんなが笑い声をあげた。夫を早く失うか、あるいは離婚をしたという不幸が、解放、という言葉で表現されることに幸い現象がある。勿論、婦人たちは、それを冗談として言われたものであつたらしいが、冗談としても、そのような言葉の出るところに、妻という立場の複雑なものがあるのだ。冗談としても深刻なものがあるのだ。これは妻にとつてただけではなく、夫にとつても深刻な事柄であらう。

離婚は、男女ともに人生の大きな経験であらうとおもう。この頃は若い人たちで、簡単に離婚する人も多いと聞くが、それは願望だとおもう。願望は、人間性を破壊させるし、自覚からははずれるものだからとおもう。勿論、若い人の離婚もその内容によつては必ずしも簡単なものとは言へぬものもあるにちがひない。失敗だと気づいたとき、新しい再出発のために離婚することもあるし、それは自覚をとるものでもある。

が、十年、二十年と過ごしてきた夫婦で、妻の側からの離婚が多い、ということとは、その永年の間の夫婦の、とり分け妻の不幸を語つてゐる。今まで家庭にあつた妻が、離婚を決意する、ということは、大変な覚悟だとおもう。経済的なことが先ず大きな問題であるし、子どもの問題も大きい。しかし、それらを押し切つて向、妻が離婚を決意するというのは、不幸に堪え切れぬ人間の行為として社会はそれを認め、保護すべきものだとおもう。

新しい困難が目に見えていても、毎日の不幸から脱したい、というほど、妻の生活が堪えがたいものであるとき、それは許さるべきことだとおもう。先ず不幸から解放されたい、という切実なおもひなしに、永年の夫婦生活を絶ち切ることはむずかしい。愛情のない夫婦生活というものに、妻が自覚してきたというところは、人間的なことだとおもう。この点では、妻の方が人間的なものに目覚めたといふことができる。例外はあるとしても今までの日本の家庭生活では、妻の方が忍従を強いられてきた。その忍従から自覚が生じた、ということであらう。

、この場合、社会は、それを保護しているならうか。家庭裁判などでも妻の側に不利なことが多いと聞く。もし夫が東京にいて、妻が大阪にいて、裁判は夫の居住地の東京で開かれると聞いた。そのため妻は旅費に困難する。また夫の居住地で裁判が開かれるのでいろいろ夫の利益になる証人なども多い、という。離婚をする妻に対して、憲法は経済的な配慮をしているが、その実現には妻の従来の弱さが作用して、なかなか妻の要求どおりに解決しないと聞いている。また、離婚したあと、夫に再婚は容易だが、妻には現実的に困難である。

そして何より子どもの問題が妻の胸を痛めるにちがひない。これまで経済的に力になつた妻は、夫から解放されたいとねがうとき、子どもへの愛情まであきらめねばならなかつたのである。妻に経済力があるなら、それらの不幸の何割かは救われる。殆ど根本的に救われるものだとおもう。

今日は過渡期で、人間的誇りに目覚めた妻が離婚を覚悟しても、それは不幸の影を引いている場合が多いだらうとおもう。子どもにとつても、そのことが言えるだらう。もし妻に経済力があるならば、その子どもは不幸も大きく減じられるだらう。このような事情から、この頃は若い父や母が、女の子にも何か身についた仕事を持たせたい、今までのようにただ嫁入り教育では不十分だとおもひはじめた人が多い。が、このときもそのように考えはじめた父や母も、もし娘に不慮の不幸があつたとき何かの足しになるように、と言ふ。

しかし、何かの不幸を予想して、娘の身に仕事を付けてやる、というのではなく、先ず人間として一人立ちさせるということから、仕事を身につけさせる。と考えるべきならうとおもう。いわば、そのとき、離婚という不幸を招かずに自覚を娘自身が身につけるのではなからうか。四十代の離婚が多い、などという

ことが、始り、妻という生活に閉じ込められた女の生活の、狭さからきているのだとおもう。その狭さの中から、妻が今日離婚を決意するのは悲壮そのものである。

女がほんとうに社会的に生活的に自力と自覚を持つてゆくなら、離婚の不幸もまたその数も少なくなるにちがひない。その意味で今日の離婚の多いのはこれまでの不幸に根ざした現象であらう。女とともに、男の自覚も高められてゆくとき離婚は少なくなるだらうとおもう。過渡期の妻の決意を、社会は、妻の立場に立つてその解決に援助しなければならぬし、同時に今後の完全な夫婦生活がいとなまれるように、婦人も男子も、より人間的に、より社会的に自己の内容を深めねばならない。同時に政治が、社会全体が、その方向に、男女平等の内容をつけてゆかなければならぬとおもう。

勤続年数またかめよう

婦人少年局主催の「第二回、婦人の職業意識をたかめる運動」は、多くの反響をよびながら、二月をもつて一応終了したが、これに呼応して全婦同盟婦人対策部では、婦人の勤続年数の短いことがあらゆる婦人の地位向上、解放を阻害しているところから「婦人の勤続年数をたかめる運動」を本年度活動計画におきこみ展開中である。運動内容は、経済問題対策（賃上げ後の配分、男女同一労働、同一賃金の実質的獲得、職場の民主化、労働時間対策、社会保障制度の確立等）具体的には、よりくんで実行に移すと共に、婦人対策部の組織確立、換短対策（県省省、退職者の実態調査と労使関係についての取りきめを明確にする）等当面の問題の打開に努めている。

炭鉱のある町や市は、大部分が炭鉱を中心として発達してきたために、特殊な社会環境をつくつていっているように考えられます。又、炭鉱町の年少者は、坑内で働くことを禁じられているうえ、炭鉱の坑内、坑外の労働者数は大体一定の比率に決められているため坑外の労働に就くことも困難であり、しかも炭鉱町は、他の産業が比較的少ないためなく就職できず、不良化する者が多いという人もいます。こういう説をとなえる人はこのことをもつて、年少者を坑内で働かせるための、一つの根拠としています。婦人少年局では昭和二十七年に炭鉱町の働く年少者についての実態調査を行いました。この調査の一環として、以上のような点を明らかにするため、社会環境についても併せて調査しました。

全国と炭鉱町の就業関係人員数の比較

	人員総数	炭鉱関係	その他
全国	100.0	2.1	97.9
炭鉱町	100.0	64.6	35.4

(1) 人口 四つの炭鉱町の総人口は一九〇、七九三人で、そのうち炭鉱関係に就業している者と家族数は六四・六％を占めています。更に各々の炭鉱町についてみると、最高は夕張市の七二・二

全国と炭鉱町の労働力と非労働力人口

	総数	労働力	非労働力	不詳
全国	100.0	48.6	56.9	0.1
炭鉱町	100.0	35.1	64.8	0.1

炭鉱町の就業状況 全国と炭鉱町の就業状況を比較すると、炭鉱町の就業率は、全国的に比べて低いことがわかります。これは、炭鉱町の人口の大部分が炭鉱関係に就業しているため、他の産業に就業する機会が少ないためと考えられます。また、炭鉱町の就業率は、全国的に比べて低いことがわかります。これは、炭鉱町の人口の大部分が炭鉱関係に就業しているため、他の産業に就業する機会が少ないためと考えられます。

炭鉱町の年少労働者の環境について

1 いわゆる炭鉱町の人口、世帯数および就業状況について

炭鉱町の就業状況 全国と炭鉱町の就業状況を比較すると、炭鉱町の就業率は、全国的に比べて低いことがわかります。これは、炭鉱町の人口の大部分が炭鉱関係に就業しているため、他の産業に就業する機会が少ないためと考えられます。

炭鉱町の就業状況 全国と炭鉱町の就業状況を比較すると、炭鉱町の就業率は、全国的に比べて低いことがわかります。これは、炭鉱町の人口の大部分が炭鉱関係に就業しているため、他の産業に就業する機会が少ないためと考えられます。

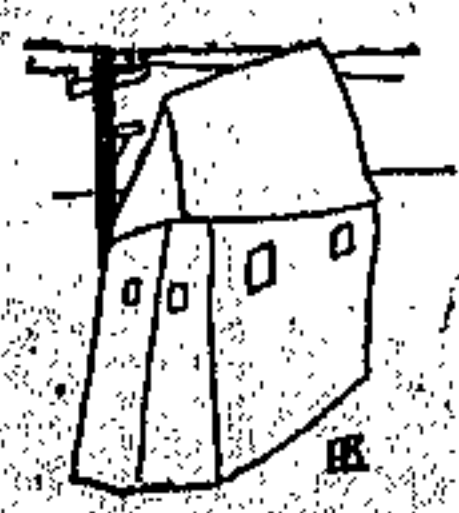
炭鉱のある町や市は、大部分が炭鉱を中心として発達してきたために、特殊な社会環境をつくつていっているように考えられます。又、炭鉱町の年少者は、坑内で働くことを禁じられているうえ、炭鉱の坑内、坑外の労働者数は大体一定の比率に決められているため坑外の労働に就くことも困難であり、しかも炭鉱町は、他の産業が比較的少ないためなく就職できず、不良化する者が多いという人もいます。こういう説をとなえる人はこのことをもつて、年少者を坑内で働かせるための、一つの根拠としています。婦人少年局では昭和二十七年に炭鉱町の働く年少者についての実態調査を行いました。この調査の一環として、以上のような点を明らかにするため、社会環境についても併せて調査しました。

炭鉱町の年少労働者の環境について

1 いわゆる炭鉱町の人口、世帯数および就業状況について

炭鉱町の就業状況 全国と炭鉱町の就業状況を比較すると、炭鉱町の就業率は、全国的に比べて低いことがわかります。これは、炭鉱町の人口の大部分が炭鉱関係に就業しているため、他の産業に就業する機会が少ないためと考えられます。

炭鉱町の就業状況 全国と炭鉱町の就業状況を比較すると、炭鉱町の就業率は、全国的に比べて低いことがわかります。これは、炭鉱町の人口の大部分が炭鉱関係に就業しているため、他の産業に就業する機会が少ないためと考えられます。



炭鉱町の年少労働者の環境について

炭鉱のある町や市は、大部分が炭鉱を中心として発達してきたために、特殊な社会環境をつくつていっているように考えられます。又、炭鉱町の年少者は、坑内で働くことを禁じられているうえ、炭鉱の坑内、坑外の労働者数は大体一定の比率に決められているため坑外の労働に就くことも困難であり、しかも炭鉱町は、他の産業が比較的少ないためなく就職できず、不良化する者が多いという人もいます。こういう説をとなえる人はこのことをもつて、年少者を坑内で働かせるための、一つの根拠としています。婦人少年局では昭和二十七年に炭鉱町の働く年少者についての実態調査を行いました。この調査の一環として、以上のような点を明らかにするため、社会環境についても併せて調査しました。

資料室

炭鉱町の年少労働者の環境について

炭鉱のある町や市は、大部分が炭鉱を中心として発達してきたために、特殊な社会環境をつくつていっているように考えられます。又、炭鉱町の年少者は、坑内で働くことを禁じられているうえ、炭鉱の坑内、坑外の労働者数は大体一定の比率に決められているため坑外の労働に就くことも困難であり、しかも炭鉱町は、他の産業が比較的少ないためなく就職できず、不良化する者が多いという人もいます。こういう説をとなえる人はこのことをもつて、年少者を坑内で働かせるための、一つの根拠としています。婦人少年局では昭和二十七年に炭鉱町の働く年少者についての実態調査を行いました。この調査の一環として、以上のような点を明らかにするため、社会環境についても併せて調査しました。

婦人指導者と語る

白木屋の労働組合と橋本さん



日本橋白木屋に橋本さんを訪ねると、橋本さんが試金石と「もう去年、組合の婦人対策部長はほかの方にお譲りしましたか」といふことであつた。橋本さんは現在、薬品売場主任である。彼女が後進に部長の席を譲ろうが譲るまいが、百貨店白木屋千八百名の女店員の指導者としての地位は、厳としてゆるがないであらう。

在職二十年、専出身の橋本登美子さんは、昭和八年十二月白木屋が薬品部を開設するために女子薬剤師を求めていたとき、最初の一人として採用された人である。橋本さんが試金石となつて、翌年にはさらに三、四人の薬剤師が採用され、先に入つた橋本さんの指導を受けて各分店の薬品売場に配置された。いわば橋本さんは白木屋薬品部の育ての親である。

終戦後、昭和二十一年に新しく組合が結成され、執行委員会の中に婦人対策部ができ、その下に婦人部がおかれた。これは婦人の意識が、男子に比べて、だいぶおくれにいたつたからである。最初の婦人部長は男子だつたが、昭和二十三年に二代目の婦人部長として橋本さんが選ばれた。それ以来、橋本さんは部長として、組合活動を通じて組合員の意識を高めるために努力してきた。人の前で思うように口のきけなかつた婦人たちは、しだいに活潑に発言できるようになり、婦人部と婦人対策部の二本柱での必要を認めないという機運が、戦場の中に高まつてきた。

そこで協議を重ねた結果、二十七年八月、遂に婦人部は発展的解消をして婦人対策部一本となり、婦人部長の橋本さんは婦人対策部長におされたのである。こうして婦人対策部長の席を婦人の手に収めた橋本さんは、なるべく若くて新しい女性を組合の役員に出したいという持論を実現させるため、後進に席を譲つたのである。

白木屋の労働組合は単一組合で、全百貨店連合組合に加盟し、都連と横の連絡をとりながら活動している。毎月一回開かれる都連の婦人協議会や中央防務事務所の懇談会には若い人たちが代る代るに出席して、組合意識を高めるように努めている。婦人対策部長は、幹事十名で構成し、その下に各売場から一人ずつ選ばれた職場員による職場委員会がある。月二回開かれるこの委員会では各職場の身近な問題がとりあげられる。

橋本さんは婦人対策部長としてどんな活動をしてきたか。白木屋は給料の点では比較的問題が少なく、男女同一賃金が守られ、退職金も同じである。それゆえ、おもに厚生施設の充実、力を入れている。以前から男子には寮があつたが、女子にはなかつたので、代々木初台に六十名収容できる宿舎を作つてもらつた。また百貨店に欠くことのできないみだしなみの室、美容室も店員専用のもので設けさせた。これも男子には前から理髪室があるのに女子にはなかつたものである。パーマ百二十円という実費で、白木屋の店員は小遣りつりすることができるのである。

事務服の支給も獲得した。事務服は最初売場関係者にのみ支給、残部は漸次支給、ということであつたが、全員に支給されなければ絶対に着ない、という固い団結の力によつて、全員に支給されることになり、事務服の型や色なども店員の希望を入れることになった。白木屋の組合ではこのように、まず男子にあつて女子にはないものを、獲得することにつ

とめ、成功したのである。また教養として生花、書道、茶道、コラージュ、スクエアダンスなどのグループがあり、時に人形作りの講習会や文化講座が開かれ、婦人対策部の機関誌として「若木」が発行されている。こうして組合意識は次第に高められつつあるが、まだ決して高いとはいえない。どうしたら意識を高められるか、橋本さんの頭には、いつもこのことがある。

「いま組合の代議員の中に六、七名の女子が出ていますが、何よりも組合の役員を、なるべくみんなが代りあつて経験すること、これが組合意識を高める一番の早道だと思ひます。また、去年三越の争議があつたとき、都連として応援しましたが、あれからたいぶ意識が高まつたようです。やはり実際の争議こそ意識を高めるのだということがわかりました。」と語る橋本さんには婦人闘士という匂いはみじんもない。ほつそりした長身を白い事務服に包んだ橋本さんは、女医さんのように見えた。ここでは結婚しても続けて働く人が多いそうであるが、彼女はまだ独身。

「やはり女は女らしさのあるのがよいと思います」と少女のようににはにかみながら、ほほは笑むのであつた。

(訪問者 熱田)

写真：橋本登美子さん

七割を引きはなしています。これに対して全国の産業別の就業状況をみると、農業四五・三％、製造業一五・九％が高率で、炭鉱町では農業が経済の中心となつていことが明らかです。

(4) 以上の人口、世帯、就業状況の三点からみると、炭鉱町の人口の半数以上が直接炭鉱によつて生計を立てていて、働いている者の半数以上が炭鉱業者となつています。又農業に従事している者の約一三％を除いては、他の直接生産的な産業で働いている者は少なく、炭鉱町全体が炭鉱を中心とした特殊な経済構造であることがわかります。

炭鉱町の年少労働者の就業状況について

炭鉱町の就業状況 全国と炭鉱町の就業状況を比較すると、炭鉱町の就業率は、全国的に比べて低いことがわかります。これは、炭鉱町の人口の大部分が炭鉱関係に就業しているため、他の産業に就業する機会が少ないためと考えられます。

かつての炭鉱町では、炭鉱の労働者は年度毎に上昇して、二十五年には遂に全国より高くなつたものです。そして二十六年には更に上昇して、特に男子は著しい上昇を示しています。就職者の比率は全国が約四六・〇％、炭鉱町が約二二・〇％で炭鉱町が低く、又年度による変化はあまりみられません。無業の者は全国約八・〇％、炭鉱町約一八・〇％で炭鉱の方が高くなつていますが、昭和二十三年には四二・五％もあつた炭鉱町の無業の比率がだん／＼減少していることは明らかです。

就職者のうちで、働きながら上級学校に行つてゐる者の比率は、昭和二十五年に一八・一％と著しく上昇しています。二十六年には七・〇％と又減少しています。そして学校の種類は殆んど高等学校と高等学校別科となつています。この働きながら上級学校で学んでいる者は、ある地域では毎年非常に多く、他の地域は非常に少いとゆうように四つの炭鉱町の地域による違いが著しく示されています。

次に就職者を産業別にみると、農業、製造業、卸売及び小売業、鉱業等の比率が高くなつています。鉱業に就いた者は年度により二・〇～一五・〇％位ですが、他産業に就いた者の比率が年度により変動しているのと比べて、毎年大体一定した比率を示しています。けれども炭鉱町の全就業者の約五六・〇％が鉱業に就いていることと比較すると年少者が

二二・〇～一五・〇％しか鉱業に就いていないことは特殊な傾向といえます。炭鉱町の年少者の犯罪、不良化の状況について

(1) 被疑者の職業別分布

炭鉱町における十四歳以上二十歳未満の被疑者を職業別にみると、鉱山労働者、無業者、学生の比率が高くなつています。その中で鉱山労働者の比率は年々減少しています。但し学生が多いことはこの年齢層では学校に行つてゐる者が非常に多く、鉱山労働者が多いことは、炭鉱町の就業者の半数以上が鉱山労働者であることから当然のことと思われる。又無業者の比率は多いのは、全国の場合も同じ傾向で、炭鉱町の特殊な現象とは思われません。犯罪は窃盗が最も多く兇悪と悪犯のものはごく少数でした。

(2) 罪種別被疑人員

炭鉱町の被疑人員についてみると、昭和二十四年を最低として幾分増加しています。次に昭和二十六年の全国総人口に対する全国の被疑人員数と、炭鉱町の人口に対する炭鉱町被疑人員数を比べると、前者が〇・八％、後者が〇・九％で、大体同じような傾向となつています。

年齢別にみると、二十歳未満の男子の被疑人員は全国の比率が高くなり、一八歳未満の女子の場合は炭鉱町の比率が高くなつています。

8 歳以下少年、不良少年(犯罪少年を除く)の状況

真犯、不良少年の年齢別の比率をみると、十四歳以上十八歳未満の比率は昭和二十三年には五九・八％であつたものが二十六年には四〇・〇％と減少し、全国の同年齢の比率より低く、十四歳未満の比率は逆に全国の場合より比率が高くなつています。女子の年齢別の比率は昭和二十六年には十四歳以上十八歳未満の者が五〇％以上を占めています。

むすび

いわゆる炭鉱町では、さきにも述べたように働いてゐる者の五〇％以上が炭鉱で働き、町の人口の半数以上の者が直接炭業によつて生計を維持しています。このことから炭鉱町では炭業以外の産業は比較的発達してゐなくて、炭業中心の特殊な経済構造をもつてゐることが明らかになってゐます。

このような炭業を中心とした町でも、中学校を卒業して就職する者のうち炭鉱で働く者は二一・一五％にすぎず、町の就業者の半数以上が炭業で働いてゐるのと比べると明らかな相違がみられます。このことは、炭鉱町の失業者の比率が全国の比率より低いにもかかわらず、中学



本年中学校卒業者の就職と
その問題点

本年三月中学校卒業者のうち、就業を希望する者は八万二千人であつて、前年の七万八千人にくらべて一万四千人の増加となつており、このうち他人に雇用されることを希望する者は四万三千六百人であつて、前年にくらべて一万四千人の増加となつてゐる。

ところで、これらの者の就職状況はどうなつてゐるかという点、二月二十八日現在、労働省職業安定局調では新規求職申込件数累計二五・一〇〇(男二二・七九八、女二・九三二)であつて、これに対する新規求人数累計では二七・二五三八(男一四・二五六一、女二・九七五)であつて、新規求職件数累計に対する新規求人数累計では一〇六％(男一七・七％、女二〇・五％)となつてゐる。すなわち、男に対する求人の割合は女子のそれよりよくなつており、二月末現在就職者は、一〇七・八七七(男四・五七五、女六・二二七)となつてゐて、女の就職者が男より多い。また、これを昨年同期についてみると新規求職申込件数累計では二五・五三三、これに対する新規求人数累計では一八・七六八四であり、月末現在就職者は六三・九〇〇となつてゐるから、本年の就職状況は昨年より出足が早い。昨年同期に比し良

好な成績を取つてゐることが知られる。しかし、このような状況を地方別、男女別、産業別、職種別にみた場合は、必ずしも今後楽観を許さないものがある。たとえば、例を労働省調、二月十四日第二回需給調整会議の資料によつて九州地方についてみると、次表のように佐賀、長崎、熊本、大分では求人数よりも求職者は遙かに多くなつており、宮崎、鹿児島では、求職者より求人数が多くなつてゐるというように、地方における産業界の状況によつて中学校卒業生に対する需要の少ない果がかなりあることを知らねばならない。また宮崎、鹿児島両県などは、他県からの連絡求人が多いため、求人求職を上廻つてゐるが、自県内の求人だけをみれば求人は求職申込件数を遙かに下廻つてゐる。すなわち宮崎では求人は一・〇〇九、鹿児島では三七・七となつてゐる。そして全国的にみれば他府県への就職者は希望者の半数程度しか就職出来ないのが昨年の例で、ここに難しさがある。更に男女別についてみると、すなわち男は求職者より求人数より求職の方が著しく多くなつており、女に比べてみれば大分、宮崎、鹿児島三県が求職より求人数が多くなつてゐる。このように男の求人数は地方で少ない。これは

九州地方の求人求職状況調 (2月4日現在)

区分	計		男		女	
	求人	求職	求人	求職	求人	求職
佐賀	1,762	2,940	1,001	1,589	761	1,357
長崎	1,330	2,687	734	1,545	596	1,142
熊本	2,148	3,661	861	1,593	1,282	2,068
大分	1,447	1,726	528	989	819	737
宮崎	2,462	1,768	629	1,071	1,833	692
鹿児島	2,589	1,464	415	865	2,174	599

が少ないことが原因としており、女にあつても組織関係の求人があり、これは宿舎をもつてゐる大口求人があるためである。これとでも大分、宮崎、鹿児島だけが女の求人求職を上廻つてゐるに過ぎない。

こうしてみるとまず地域的、男女別だけでなく産業別、職種別の問題がある。本年の産業別傾向の全般的なものは未だ明らかでない。一昨昨年と一昨年を文部省調によつて比較してみると、産業別では非農林業における鉱業、建設業、運輸通信及びその他の公益事業、公務では減少を示し、製造業では僅かに一％増加、卸売及び小売業では一八・〇％、サービス業

では五〇％の増加を示してゐる。この傾向は本年の中学校卒業生の求人についてもいふことがあつて、経済界の不況はこの傾向を強めてゐる。そのうえ本年の求人の特徴としては、中小企業の求人が多くなつてゐる。ただ男に多いのは電気機械関係の求人が多くなつてゐるが、全数からみれば僅かな数字である。これに対して女では紡織業の減少が目立つてゐる。従つて、製造業全体は昨年より著しい増加というわけには行かない。ところが中学校卒業生の七〇％までが男女とも製造業を希望するので必ずしもこのバランスはとれない。従つて一定の数は比較的労働条件のよい大企業所に就職できるが、それ以外は、いわば中小企業に就職を余儀なくする。たとえば昨年サービス業に就職した者は四五・七五〇人であり、そのうち三三・〇〇〇人すなわち七〇％が対個人となつてゐる。この傾向は本年も示されよう。

本年の中学校卒業生の就職状況は数字的には前年を上廻ることが予想される。しかし本年は地域別な差が甚だしいとみなければならぬ。地方によつてよくないところも相当でゐる。その上労働条件を考へるとき彼等がその職場に満足して将来の希望を職場に託することのできるものが昨年と本年ではどちらが多いかが問題である。こう考へると就職の確保とともに就職後の保護についても関係者の御協力を願つなければならぬ。

婦 人 上 年 少 者

この調査結果のまとまつた範圍から、女子職員の労働の実情を見ることにしよう。銀行で女子職員をしている仕事は、それほどよいえたり、帳簿の記入、伝票の整理等のような一般事務をしているものが多く、企劃的な仕事や、管理的な仕事についている人は数えるほどしかない。

銀行では、給仕・小使・掃除婦等は別として、一般事務を行ふ女子職員は、旧制中学、新制高校卒以上の学歴のあるものを採用する銀行が多い關係で、女子の七〇％は旧制中学、新制高校卒業者である。織維女子労働者の九〇％が新制中学卒以上であるのと比べると著しい相異を見る。このように、旧制中学、新制高校卒のものが多いために、十八歳未満の年少労働者は、わずかに三％であり、織維女子労働者の約四〇％が年少労働者で占められているのと比較すれば、年齢構成も異つてゐる。銀行女子の平均年齢を見ると、二三・七歳で、織維女子労働者より約三歳・四歳高い。平均勤続年数は、四年二か月で織維女子労働者より約二年長い。以上述べたように、銀行女子職員は織維女子労働者より、平均年齢、平均勤続年数が高いが、男子職員に比べれば平均して年齢は約十歳低く、勤続年数はその半分にすぎない。

女子職員の家庭における地位を見ると、家族の一員として生活しているものが、大部分である（九一％）。しかし、銀行女子職員が一人で働いて生活しているもの、又は、一人で働いて家族を養つてい

しかし、他産業女子労働者と比較すれば、銀行女子職員の現金給与額は最も高い方で、第一表に示す通り、出勤日数は約〇・五日（一日長い）が、給与は約八〇〇円（二、五〇〇円高い）。

銀行女子職員が今の仕事についた理由を見ると、最も多いのは「家計補助と社会経験を得るため」で四〇％を占め、次は「社会人としての経験をもつため」のみに仕事についたもの、「家計を助けるため」のみに仕事についたものが、それぞれ約二〇％である。職離女子労働者は家を助けるため」「嫁入りの仕度をするため」に働きに出たものが多いが（約七〇％）、銀行女子職員は「社会人」としての経験をもつために仕事についたものが多いと答えたところに特徴がある。

以上述べたような特性のある銀行女子職員の給料を見ると、昭和二七年八月の現金給与額は、九、七六四円で男子の約四割である。このように男女の給与の開

第1表 女子労働者の現金給与額
(1952年8月労働統計調査部調)

婦人と年少者

手 取 給 与	7,809 円
家に出す金(独立生活者の場合は食費・住居費)	2,978
衣 服 費	1,388
教 養 娯 楽 費	977
化 粧 品 代	280
貯 蓄 金	1,281
そ の 他	905

る。次は衣服費・貯金・教養娯楽費の順となつている。女子職員の家に金を出す形態を見ると、毎月給料から、いくら

婦人労働者について

寒態調查報告

で割つて、一人当り食料費・光熱費・住居費の合計額を求めると、二、三二八円となる。この事實は家族の一員である女子職員の家に出す金の大部分は、彼女自身が生活するための食費・住居費等に充てられていることを物語っており、果して、家計補助なのであるかどうか疑問に思われるのである。(婦人労働課)

の小工場ばかり二五九を選択しました。
その七五％は個人企業です。

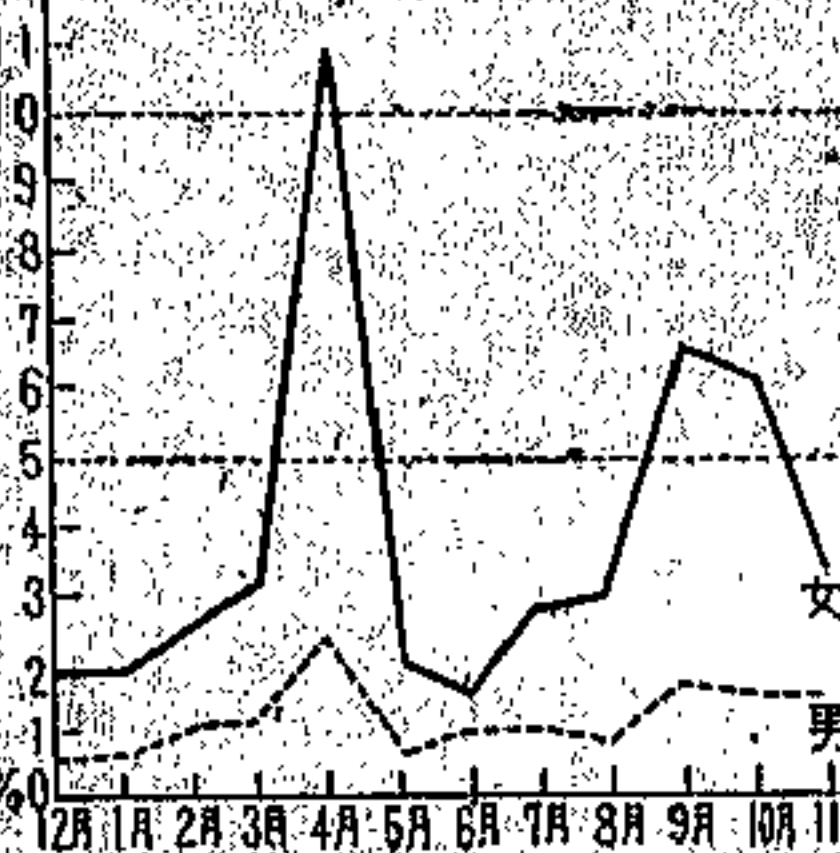
これらの雇用労働者を使用している小規模の絹人絹織物工場では雇用労働者の外に使用者の家族もまた働いており、それが婦人の雇用労働者の労働条件に及ぼす影響も少なくないと思われます。これから雇用労働者と家族労働者の持場は異なっており、事務・販売・経営・仕上げなどの大半は家族労働者の手中にあり、機糸・準備・製織・機械保全など現場の仕事が主として雇用労働者の職場となつてい

調査地は米沢、足利、伊勢崎、秩父、八王子、十日町、大聖寺、越江、谷村、長浜、丹後で、石川県の大聖寺以外のとれらの地方では、常用労働者二十人未満の中小企業が大多数をしめているので、調査対象としては常用労働者二十人未満

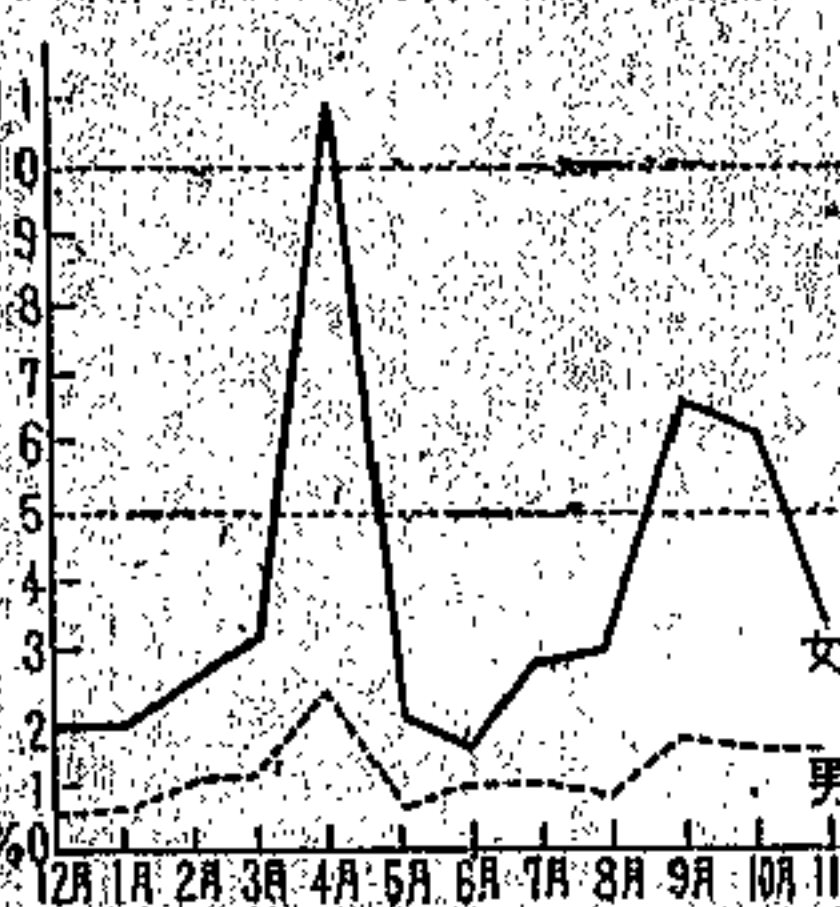
います。雇用労働者中、婦人の仕事は製織と準備工程となつています。

これらの小絹人絹織物工場の婦人の採用条件は、大せいの工場のように中学新卒の若い婦人を条件とするより、学歴、既婚関係などについてもあまり問題とせず

第2図 綿紡績工場男女別年間
入職率
(1951年3月婦人少年局調)



第2図 綿紡績工場男女別年間
入職率
(1951年3月婦人少年局調)



約三〇%が転職のためで、紡績、製糸のそれに結婚が多いのも特徴的です。

又、これら小織物工場では大せんに工場より一設に年齢の高いものが多く、前者の平均一八九歳、後者三十四歳です。勤続年数はむしろ短かく、前者、二年三月、後者一年十一月です。これは中

【注】統計表の数字はすべて調査結果の実数に推計乗率を乗じたものの千位以下を四捨五入した結果であるから、表中の総数欄の数字はその内訳の合計に必ずしも一致しない。—総理府統計局「労働力調査」—

全国婦人会議応募者の取上げた問題

家庭部門	294	婦人の意識	13	福利厚生施設	7	農村婦人問題	94
生活改善	82	産児制限	6	組合活動	5	青少年問題	29
婦人の地位	67	団体活動	4	技能習得	4	再軍備・平和問題	28
家族関係	53	その他	14	その他	41	社会教育	18
(うち特に農村婦人問題) 83)						売春問題	17
教育問題	42	職場部門	176	社会部門	417	人口問題	15
(一般教育)	9)	職場における婦人の地位の向上	65	婦人の社会的地位の向上	73	未亡人問題	5
(家庭教育)	24)	職場意識	24	婦人団体	43	人権・人身売買	2
(社会教育)	9)	労働条件	17	社会福祉	40	その他	74
婦人の経済的独立	13	家庭婦人と職業	13	婦人の政治への参加	39		

一、労働基準法の一部を改正する法律
(法律第二百八十七号、昭和二十七年七月三十一日)

過去五年間の施行経験にもとづき、手続の簡素化と本法のより円滑な実施を図るために改正されたが、そのうち女子・年少者に関する改正点をあげる。

1. 女子の時間外労働の制限について
従来女子に認められていた時間外労働は、一日二時間、一週六時間、一年百五十時間であつたが、年二回の決算期における業務については一週六時間の制限を二週十二時間の範囲内までなとめられることになった。(第六十二条)

2. 女子の深夜業務の禁止について
従来女子に例外として深夜業務が認められていた業務は、農林水産の原始産業、病院等保健衛生事業、旅館料理店等及び電話交換手であるが、この外に中央労働基準審議会の議を経て命令で定める、女子の健康福祉に有害でない業務(現在はエアガールと女子寄宿舎の女子管理人が定められている)が加えられた。(第六十三条)

3. 技能養成のための年少者の坑内労働
従来女子・年少者の坑内労働は一切禁止されていたが、満十六歳以上の男子については、技能者養成の場合に限って、別に定める命令により、坑内業務につかせることが出来るようになった。(第六十条)

二、優生保護法の一部を改正する法律
(法律第二百八十八号、昭和二十七年七月三十一日)

今回の改正は、優生保護法の目的をいふところ、徹底させるために行われたもので、主な改正点は次の通りである。

1. 優生手術の可能範囲が拡大された。
イ、これまで、本人又は配偶者に原因する精神病、精神障害、身体疾患、畸形等で遺伝のおそれのある場合及び本人又は配偶者が痼疾にかかっている子孫に伝染するおそれがある場合に、医師は本人並びに配偶者の同意を得て任意に男女のどちらかに優生手術を行うことができたが、さらに妊娠又は分娩が母体の生命に危険を及ぼすおそれのある場合や、現に数人の子をもち、かつ分娩毎に母体の健康をいかにしく低下するおそれがある場合にも、医師は本人並びに配偶者の同意を得て、任意にその女子に優生手術を行うことができることになったが、今回の改正により、女子の身体が手術に耐えがたいときは、配偶者に優生手術を施すことになり、はつきり規定された。(第三十二条)

2. 人工妊娠中絶の手術が簡便になった。
イ、新たに、従来の遺伝性のもの以外の精神病又は精神薄弱のものにも、都道府県優生保護審査会にかけて、優生手術を行うことができることになった。(第三十二条、第三十三条)

2. 人工妊娠中絶の手術が簡便になった。
従来優生手術の手術が簡便になった。

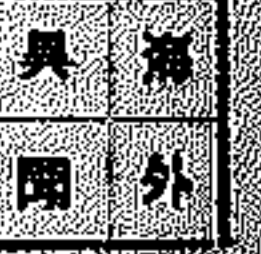
るとき、母体を保護する必要があるとき、暴行等によつて妊娠した場合等には人工妊娠中絶を行うことができ、これには指定医師が本人及び配偶者の同意を得て、任意に実施してよいものと、地区優生保護審査会にかけて実施するものとあつたが、今回、後者は廃止され、すべて指定医師が本人及び配偶者の同意を得て行うことができるようになった。(第十四条)

3. 受胎調節の実施指導について新たな規定が設けられた。
女子に対して厚生大臣が指定する避妊用の器具を使用して受胎調節を実施指導することは医師及び厚生大臣の定める基準に従つて都道府県知事の認定する講習を終了し、かつその指定を受けた助産婦、保健婦以外のものは薬として行つてはならないこと、及び子宮腔内に避妊用の器具ををり入するのは医師に限ることが新たに規定された。(第十五条)

4. 「優生結婚相談所」を「優生保護相談所」と改称し、その設置が強化されることになった。
従来優生結婚相談所は「都道府県に少くとも一か所以上設置する」と規定されていたが、今回、優生保護相談所と改称され、「都道府県及び保健所を設置する市は、優生保護相談所を設置しなければならない」と設置義務が課され、その経費の一部を国が補助することになった。(第二十条)

全国婦人会議出席応募者の状況 (年齢・学歴・職業及び配偶者・子供の有無)										府県別応募者数						
項目		部門別		家庭部門		職場部門		社会部門		合計			家庭	職場	社会	合計
		実数	%	実数	%	実数	%	実数	%							
総数		294	100	176	100	417	100	887	100			294	176	417	887	
年齢	20歳以下	27	9	58	33	58	14	143	16	北海道 青森 岩手 宮城 秋田 山形 福島 茨城 栃木 群馬	14	12	22	48		
	25歳以下	39	13	38	21	42	10	119	13		6	3	5	14		
	30歳以下	51	17	19	11	38	9	108	12		6	3	6	16		
	35歳以下	39	13	15	9	41	10	95	11		11	5	13	29		
	40歳以下	39	13	16	9	50	12	105	12		6	7	12	25		
	45歳以下	23	8	8	5	51	12	82	9							
	50歳以下	11	4	3	2	27	6	41	5		11	6	9	26		
	55歳以下	5	2	1	0*	8	2	14	2		4	2	10	16		
	60歳以下	5	2	1	0*	3	1	10	1		5	4	—	6		
	不明	54	19	17	10	99	24	170	14		2	2	3	7		
学歴	旧制新制高小	1	0*	—	—	7	2	8	1	埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 富山県 石川県 福井県 山梨県 長野県	2	1	6	9		
	旧制新制小	57	19	41	23	88	21	186	21		4	4	12	20		
	高小	48	16	34	20	53	13	130	15		14	9	36	59		
	小	149	51	58	33	174	42	381	43		1	3	5	9		
	不明	2	—	19	11	14	3	35	4		4	4	11			
	不明	17	6	2	2	13	3	34	4		0*	0*				
	不明	1	0*	—	—	8	2	9	1		4	3	6	12		
	不明	23	8	13	7	46	11	82	9		2	2	2	6		
	不明	(8)	(3)	(6)	(3)	(10)	(2)	(23)	(3)		6	4	23	33		
	不明															
職業	農林水産	51	17	1	0*	38	9	90	10	岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 岡山県 広島県	3	2	3	8		
	公務員	13	4	36	20	42	10	91	10		5	5	12	22		
	医療	21	7	7	4	65	16	153	17		8	4	8	20		
	教育	3	1	3	2	4	1	10	1		4	4	4	9		
	事務	7	2	5	3	21	5	16	2		—	—	—	—		
	その他	4	1	38	22	21	5	63	7		4	5	5	14		
	無職	10	4	15	9	58	14	83	10		16	5	16	37		
	不明	178	61	7	4	156	37	341	38		22	12	22	56		
	不明	7	2	4	2	29	7	40	5		8	4	10	22		
	不明										4	1	5	10		
配偶者	有配偶	218	74	42	24	211	50	471	53	徳島県 香川県 高松市 佐賀市 熊本市 大分市 宮崎市 鹿児島市 那覇市	16	5	16	37		
	無配偶	19	7	20	11	61	15	100	11		22	12	5	22		
	不明	31	10	101	58	107	26	289	33		8	4	10	22		
	不明	26	9	13	7	38	9	77	9		4	1	5	10		
	不明															
	不明															
	不明															
	不明															
	不明															
	不明															
子供の数(未婚者を除く)	計	268	100	75	100	310	100	648	100	佐賀市 熊本市 大分市 宮崎市 鹿児島市 那覇市	6	5	3	14		
	0人	26	10	10	13	26	8	62	10		2	2	6	13		
	1人	38	14	13	17	36	12	87	13		8	3	11	22		
	2人	47	18	19	26	61	20	127	20		10	4	9	23		
	3人	54	21	9	12	52	17	115	18		13	23	81	67		
	4人	23	9	4	5	29	9	66	10							
	5人	14	5	8	10	12	4	29	4							
	6人	6	2	—	—	7	2	13	2							
	7人	5	2	—	—	3	1	8	1							
	不明	50	19	17	23	74	24	141	22		2	2	2	6		

註 1) 学歴欄中「その他」は、洋裁学校・習字教室等、重複記入のため総数には含まれない。
2) 職業欄中「その他」は教諭・美容師・店員・記者・自由業者等。
3) 0* は1%未満。
4) 職業欄経歴中「公務にあるもの」とは、教育委員・民生委員・評議員・町議会議員等。



印度婦人「サチ」

婦人と年少者

印度はパンディット夫人を国連印度代表のリーダーに任命したり、モスクワに大使として派遣したり、或いはラジ・クマールをユネスコ代表として送り議長をつとめさせたりすることに、男女同様の範を世界に示しているが、一方で夫の屍体と共に妻が生きたまま焼かれる「サチ」という古代の風習が今なお残っており、一般婦人の地位はかなり低いものである。この「サチ」の風習に対して戦っている全印度婦人評議会は、その会報の中で次のように述べている。

一八二九年に提議された「サチ」禁止法は現在も有効であるとはいえず、当局は死んだ夫と共に妻を生きたまま焼いた責任者を罰したことは殆んどないといつてよいでしょう。

生涯の伴侶としての夫を失った婦人が、自分の生活に非常な空虚を感じるのは当然ですが、絶望の末自分も死ぬことの誘惑にのつてしまふのかも知れません。併し、このような婦人に栄光を与え、又聖徒の列に加えるということは全く別のことで

す。栄光とか聖徒加入とかいう事柄が婦人を「サチ」を行ふように教唆するのです。妻の犠牲的行為によつて死んだ夫や夫の祖先、又妻自身も天国に入れるし、双方の家族は社会的地位が上ると考えられています。

「サチ」は婦人の地位が非常に低いレベルに退化していた中世の遺風で、妻が夫と離れて個人的に生存することを否定し、妻の生命は夫の死と共に終るという思想によるものです。「サチ」は勇敢な行為ではなく、むしろ生活の変転に対処する未亡人の勇気が欠けていることを示すものです。

「サチ」の事件が起つた州の婦人団体に要望したいことは、その問題を真剣に考え、その罪人を正しく処分するように手段を講じてほしいということです。

親類縁者が名声を得られるように、というわけで、いやがる未亡人を無理に夫の火葬の火の中に投げこんだという話さえあります。こんな話をきくと、何世紀も逆戻りしているような気がするではありませんか。

五月は「憲法記念日」について「子供の目」があり、青少年の福祉に深く関係しています。この月を皮切りに青少年問題協議会では、第八回目的の青少年保護育成運動を全国的にくりひろげることにしました。

この度の運動は、次の要綱でも分るよう従来より方を一新して地方の自主性を生かすことに主眼がおかれています。全国的に統一した具体的運動目標を掲げずに各都道府県ではその地方の特殊性を生かし、それぞれ身近な問題をとりあげ、その解決を期することと並行して関係機関の協力体制を確立することにその狙いがあるのです。

なお、中央行事の一つとして五月十四・十五日の二日間に亘つて、総理大臣官邸で「全国青少年代表者会議」が開かれます。これは初めての試みであり、各階層から代表として出席する九十余名の青少年が、それぞれの立場から一般社会に対する希望や、自分達の体験発表、青少年の在り方などについて討論することになつていきますので、直接青少年の声を聞く機会として

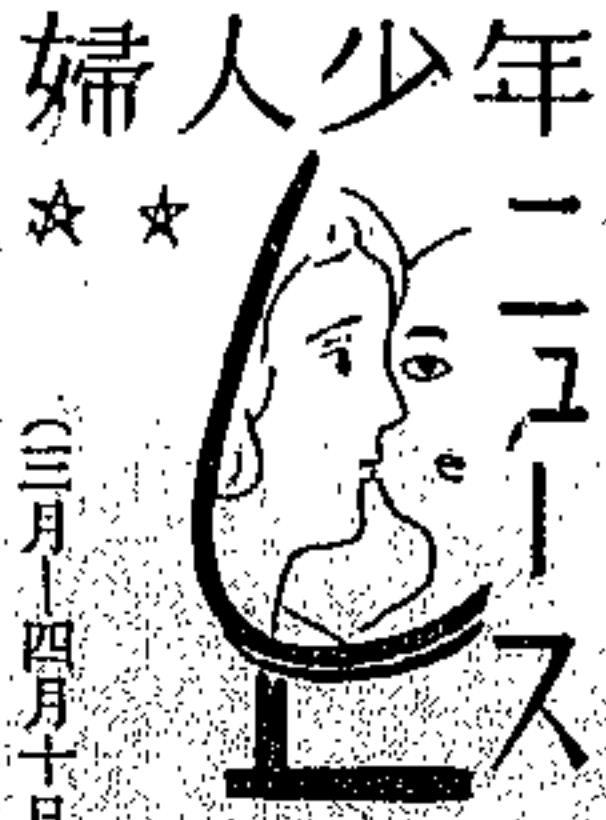
ける年間の青少年関係事業、行事等の基本的な方針、政策的なものとして考え、それら一連の事業、行事等々の全体的関連の下に、一貫性ある計画を立て、これを実施すること。

三、主唱
中央青少年問題協議会
都道府県青少年問題協議会

四、期間
昭和二十八年五月一日より五月三十一日までの一か月間。

五、計画及び実施の主体
(一) 中央及び地方青少年問題協議会が中心となり、関係各機関、団体等と協働して運動の全般的な計画を立て、その実施上の総合調整に当る。
(二) 関係各機関、団体等は、その創意と責任の下に、それぞれ具体的な計画を立て、これを実施する。

六、実施事項
(一) 中央として
1 資料の作成頒布(詳細略)
2 宣伝啓略(並として一般国民に対するもの)
3 行事
(1) 府県会の開催
(2) 全国青少年代表者会議の開催
(3) その他
(二) 地方として
地方協議会においては、今次運動方針に従い各地方の実情に即した個性豊かな具体的な計画を立てこれを実施する。
七、実施前の連絡(内部的事項につき省略)
八、完了後の措置(略)



婦人少年ニユース

三月十四日

★電球売りで会館建設

婦人と年少者

福島県の婦人団体に属している主婦たちは、婦人の集会所、慰安施設を自分たちで作りたいと、約十八万人の婦人会員が一、二個半に三箇の電球を売り、一年間に約八百万円の貯金を作った。会館は総額約二千万円という計画なので、残りの一千万円は県から援助してもらつたために熱心に運動し、これも遂に了解を得て、飯坂温泉に建坪二百坪の婦人会館を建築する運びとなつた。設備として集会所、講堂、講習室、都市と農村のモラル合所、図書室などがあり、温泉もひき、県下の婦人たちが宿泊できる。同会館設立委員長石原三起氏はこの運動で何よりもよかつたことは、皆が力を合

農繁期に母親が安心して働けるように厚生省では近く「季節保育所」を全国に約一万个開設するため、国庫補助金約三千万円を計上した。春秋二期、一か所三十日間の予定で農漁村に開き一か所に二、三人の保育をおく。建物は予算の関係で村の公民館や青年団の集会所、神社、寺院、学校などの一部を借り、おもちゃ・楽器・午睡用具・衛生用品を備え、飲み水の設備や便所の改良などをする。現在公共団体、民間団体の経営するものが約三千か所あるが、名ばかりのものが多いので、併せてこれらの設備の充実もする。(三・九・朝日新聞)

★保健所に強制相談所
東京都衛生局では四月から都内十五保健所に「優生保護相談所」を開設、週二日産婦調節の相談に応ずる。嘱託の専門医を置き、使用器具の指導も行い相談料は四十五円。近く都内四十七の全保健所にも開設の予定。(三・三・朝日新聞)

★ハイアライ反対婦人団体協議会
主婦連・地婦連・婦人有権者同盟は三月七日参院議員会館で「ハイアライ法案反対全婦人団体協議会」を組織、婦人大会を

開いて目的貫徹のため運動方針を決定した。(三・七・朝日新聞)

★基地の子供を守る全国会議
全国六百三十か所にある駐留軍基地の附近に住む子供たちに与える悪影響に対する対策をたてようとする「基地の子供を守る全国会議」が、「日本の子供を守る会」と日教組の共催で、三月七八両日横浜市の市民会館で開かれた。主要基地二十五か所から代表五十人が集り、現地報告が行われ、街の女の悪影響によつて未成年者の犯罪が増加している事実が指摘されたが、今までの対策は殆んど効果なく、一種の敗北感に襲われているとの報告が多く、当局の消極的な態度が非難された。(三・八・朝日新聞)

★家庭婦人の自殺激増
東京消防署調査によると、三月に入つて半月間の自殺は八十七件、先月の倍以上で、失業、生活苦によるものが多く、特に家庭婦人の自殺が十九件。住宅難や生活のやりくりで神経衰弱になつた場合が多い。(三・八・朝日新聞)

★勤労青少年の教育問題協議会
国立教育研究所では三月十九日から三日間、東大で全国教育関係者や青少年団体の代表三百余名を集めて勤労青少年教育全国

会議を開いた。第一日は同研究所が全国の地域・職場から四万一千八百人を選んで行つた調査の結果を発表した。その要点。
(一) 都市の中小商業や家内工業に従事する青年は十二時間労働で教育など問題にされてはいないが、これらに対する教育対策が必要である。
(二) 大工場や青年養成所に対する養成機関を持つていふところは少く、あつても公的な性格を持たないので、別に定時制の夜学に通うものが半数以上もある。(三・二〇・朝日)

★藤枝静枝氏に舞踊芸術賞
東京新聞社は舞踊芸術賞を制定して本年度受賞者の選定を山田耕筰、河竹繁俊、牛山亮、石井漢、花柳春樹氏ら七委員に委嘱していたが、舞踊界に多年賞賦した藤枝静枝氏に第一回受賞を行うことになった。氏は明治十三年生れ、市川久米八の弟子となり芝居道に入ったこともあり、昭和三年にはパリでリサイタルを催した。新舞踊の開拓者として国民文芸賞をうけたこともある。(三・二七・東京新聞)

★大谷隆子氏に文壇文学賞
第五回文壇文学賞は大谷隆子氏の「つるべの音」に授賞された。大谷氏の作品は農民の生活を描き出したものが多く、こ

の作品も農村生活をテーマとした短編である。(三・二一・朝日)

★パンディット國連インド代表、事務総長を否決する
國連インド代表パンディット女史は事務総長後任候補にあげられ、ソ連の支持を受けたが、多数國の反対投票によつて否決された。(三・二七・朝日)

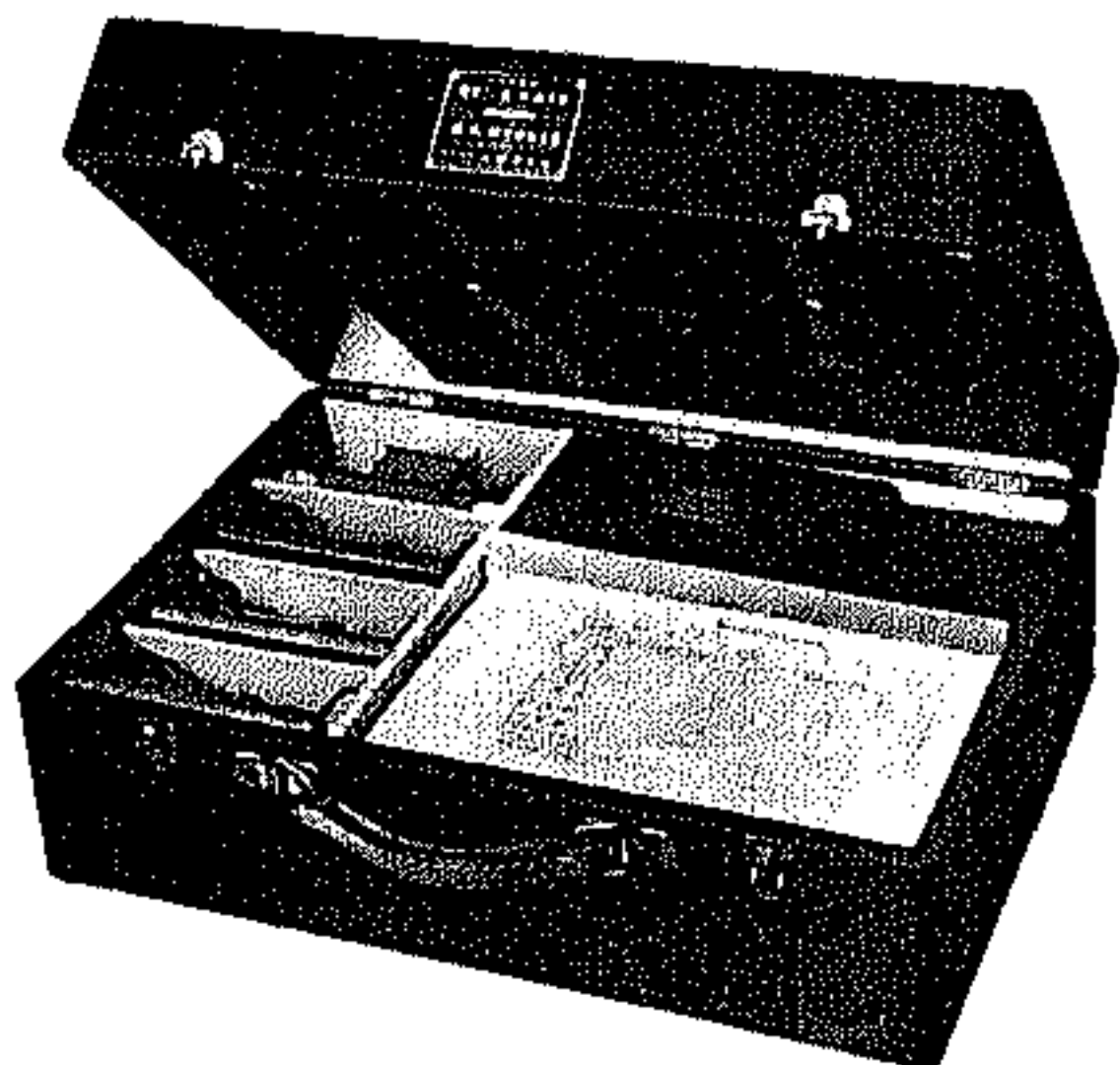
★赤春禁止大会
三月二十一日東京都脱売ホールにおいて赤春禁止の演説会が久布白オサミ氏の司会で開かれ、神近市子、平林たい子、山田わか、伊藤秀吉、神崎清、山室民子氏等の講演があつた。その朝陽朝された市川房枝女史も出席、外国の赤春問題について報告、赤春禁止法に賛成の議員には投票しないことを決議した。(四・一・婦人有権者新聞)

★農村生活の改善実施委員会
「第一回農村生活改善発表大会」が、農林省主催で三月二十八日から三日間、東京神田の共立女子大学で開かれた。全国の生活改善グループを代表する農家の婦人たちが二百七十名、生活改善普及員など合せて四百六十名が体験工夫などを報告する。同時に図解により農村生活の脱明と今後の改善の方向を示す展示会も催された。(四・二・朝日新聞)

KYS

創造と信用がついた
73年の「東」

一番よく
最も新しい
器械のマーク



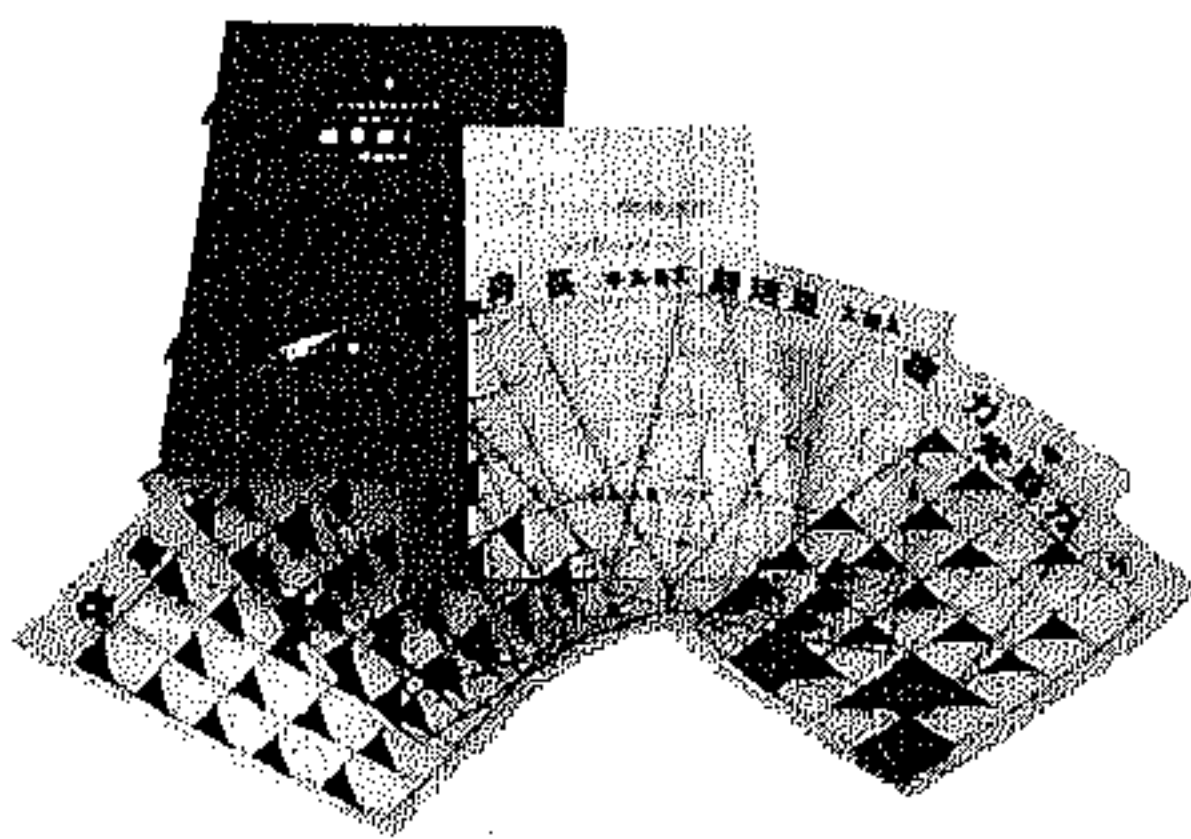
文部省幹旋
標準職業適性検査器械
一般

日本職業指導協会考案
体力による
職業選択盤

(標準職業適性検査器)
一般

実験心理学器械
体力測定器械
環境衛生器械
K.Y.S. ペグボード

(カタログ贈呈)



(体力による職業選択盤)

株式会社 山越製作所

東京都台東区御徒町 3-1
電話 下谷 (83) 5101, 6065, 8553

KYS